

学校給食における
食物アレルギー対応マニュアル
改訂版

令和7年4月
五條市教育委員会

目次

1	学校給食における食物アレルギー対応の考え方	1
2	食物アレルギー対応委員会	7
3	給食における対応の申請と決定までの流れ	12
3	学校給食における食物アレルギー対応フローチャート（対応申請）	17
3	学校給食における食物アレルギー対応フローチャート（対応中止）	19
4	給献の作成と検討	21
5	給食提供の流れ（給食センター版）	23
5	給食提供の流れ（学校版）	26
6	緊急時の対応	33
7	学校生活管理指導表の読み方	37
8	様式集及び様式の説明	48

市様式

- 様式1 食物アレルギーに関する調査票
- 様式2 学校給食対応実施申請書
- 様式3 牛乳・パン配食停止・再開願(食物アレルギー用)
- 様式4 牛乳配食停止・再開願(乳糖不耐症用)
- 様式5 食物アレルギー対応面談調書
- 様式6 学校給食における食物アレルギー対応及び乳糖不耐症対応に係る書類の提供について
- 様式7 学校給食対応者一覧表
- 様式8 学校給食対応実施決定通知書
- 様式9 学校給食配送食物アレルギー対応確認書
- 様式10 学校給食に係る学校生活管理指導表(食物アレルギー疾患用)の提出について(在籍者用)
- 様式11 学校給食に係る学校生活管理指導表(食物アレルギー疾患用)の提出について(新入生用)
- 様式10・11添付資料 学校給食における食物アレルギー対応について(お知らせ)
- 様式12 学校給食における乳糖不耐症対応について(在籍者用)
- 様式13 学校給食における乳糖不耐症対応について(新入生用)

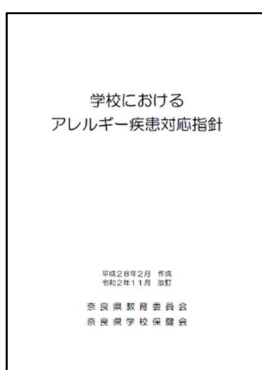
県様式「学校におけるアレルギー疾患対応指針」(令和2年11月改訂奈良県教育委員会奈良県学校保健会発行)

- 県様式3-1・2 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用または食物アレルギー・アナフィラキシー用)
- 県様式3-3 食物アレルギー問診票
- 県様式4-1 同意書の提出について(依頼)
- 県様式4-2 同意書
- 県様式6 個別支援プラン(食物アレルギー)
- 県様式7 アレルギー緊急時個別対応カード
- 県様式8-1・2 緊急対応経過記録票(食物アレルギー用)
- 県様式9 アレルギーヒヤリハット報告書
- 県様式10-1 アレルギー事故発生速報
- 県様式10-2 アレルギー事故発生報告

1 学校給食における食物アレルギー対応の考え方

五條市立小中学校における食物アレルギー対応は、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」令和元年度改訂版、公益財団法人日本学校保健会、「学校におけるアレルギー疾患対応指針」奈良県教育委員会（令和2年11月改訂）に基づいた対応とする。

また、学校給食の提供にあたっては、「学校給食における食物アレルギー対応指針」文部科学省（平成27年3月）をもとに、安全性を最優先とする。学校での対応を求める児童生徒については、主治医の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とし、学校および給食センターの施設設備や人員配置等を鑑み、無理な対応は行わないようにする。



学校給食における食物アレルギー対応の大原則

- ①食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
 - ②食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
 - ③「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
 - ④安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
 - ⑤学校及び調理場（※1）の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
 - ⑥教育委員会等は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。
- ※1 本指針において、「調理場」とは、特段区切りがない限り、単独校調理場・共同調理場を含む、学校給食調理施設全体を指す。

「学校給食における食物アレルギー対応指針」文部科学省（平成27年3月）p.4

（1）五條市立小中学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方

安全に学校給食を提供するにあたって、上記の「学校給食における食物アレルギー対応の大原則」文部科学省に沿った対応を行うこととする。

①食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。

学校給食における食物アレルギー対応では、「安全性」を最優先とする。保護者、本人の希望は、安全性が十分に確保される範囲で対応することが大切である。全教職員が食物アレルギーやアナフィラキシーについて正しく理解し、学校生活でアレルギー反応を起こさないこと、誤食等による事故防止を最優先に考える。

②食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。

食物アレルギー対応は、担任や一部の教職員だけに任されるものではなく、組織的に行うことで、十分な対応が可能となる。校内での教職員の役割を明確にして、当事者意識を高めるように努める。また、対象児童生徒がいない場合であっても、新規発症や食物アレルギーを有する児童生徒が転入してくることがあるため、体制づくりをしておく必要がある。

③「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。

医師の診断・指示に基づいて、食物アレルギーを有する児童生徒の症状などを適切に把握し、できる限り成長期の発育を妨げることなく適切な対応を行う。食物アレルギー対応食を提供するにあたっては、家庭でも医師の指導のもと、食事療法などがされていることを条件とする。

学校生活において、食物アレルギーへの配慮が必要な場合は、年1回以上、医療機関を受診し、「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。また、年度途中でなくても記載内容に変更が生じた場合は再度提出してもらう。

④安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。

本市において、除去食・代替食対応するアレルゲンは、「卵」・「牛乳および乳製品」・「えび」に限定する。また、安全性を確保するために、除去食や代替食の提供は多段階で行わず、原因食物を「提供するかしないか」の二者択一の完全除去対応とする。

⑤学校及び給食センターの施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。

給食センターにおいて、決められた時間内に、限られた調理スペースで大量の調理を衛生管理に注意しながら行う。また、除去食・代替食調理にあたっては、専用スペースで専用調理器具等を用いて、安全に行う。

(2) 学校給食における食物アレルギー対応

①基本方針

学校給食は、必要な栄養を摂取する手段であるだけでなく、児童生徒が「食」の大切さ、楽しさを理解するための役割も担っている。このことは、食物アレルギーの児童生徒にとっても変わらない。食物アレルギーの児童生徒が他の児童生徒と同じように給食を楽しめることを目指すことが大切である。

食物アレルギーのある児童生徒は、原因食物や症状の程度が一人ひとり異なるため、アレルギー症状を正しく理解することが重要となる。また、学校給食のアレルギー対応は、あくまでも医師の診断と指示に基づいて行うものとし、家庭での対応以上の対応を行わない。

②実施基準

基本的に、以下の基準全てを満たした場合に対応を実施する。

- ア 医師による食物アレルギーの診断と学校給食における食物除去の指示がなされている。
(原則としてアレルギー専門医の診断とする)
- イ 症状に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、定期的に受診し、医師の評価を受け、少なくとも年に1回以上、「学校生活管理指導表」の提出がある。また、給食センターでの対応が必要な場合は、「学校給食対応実施申請書」もあわせて提出している。
- ウ 医師の診断に従い、家庭でも原因食物の除去を行うなど食物除去を行っている。
- エ 「学校生活管理指導表」をもとに、学校と面談を行っている。

対応の変更・中止については、以下の通りとする。

ア 変更

症状に変更が生じた場合は、随時、「学校生活管理指導表」の提出を受け、面談した上で対応を決定する。給食センターでの対応に変更が生じる場合は、「学校給食対応実施申請書」もあわせて提出する。

イ 解除・中止

学校生活において、食物アレルギー対応が解除となる場合は、給食センターでの対応の有無にかかわらず、医師の診断に基づき、「学校生活管理指導表」の提出を求めることを基本とする。なお、給食センターでの対応が中止になる場合は、「学校給食対応実施申請書」もあわせて提出する。

③学校給食における主な対応方法

本市の給食の提供におけるアレルギー対応には、以下のような種類がある。各対応レベルの決定は、保護者との面談等を通して、学校内で組織する食物アレルギー対応委員会で行うことを基本とする。

レベル1：詳細な献立表対応

本市における詳細な献立表とは、学校給食予定献立表または個人別の食物アレルギー給食予定献立表のことを指す。

【方法①】

全家庭に配布している学校給食予定献立表を用いて保護者が献立内容を確認して学校と共通理解を図り、それをもとに学級担任等が確認の下、本人が給食から原因食品を除いて食べる対応。この場合、学校への「学校生活管理指導表」の提出のみとし、給食センターへの「学校生活管理指導表」の写しおよび「学校給食対応実施申請書」の提出は不要。

【方法②】

対応内容が書き込める個人別の食物アレルギー給食予定献立表を配布し、家庭で対応内容を献立表に記入して学校と共通理解を図り、それをもとに学級担任等が確認の下、本人が給食から原因食品を除いて食べる対応。この場合、給食センターへの「学校生活管理指導表」の写しおよび「学校給食対応実施申請書」の提出は必須とする。なお、特定義務8品目、表示義務20品目以外の食物アレルギーを持っている場合などは、申請により食材ごとの原材料配合表の提供が可能。

役割	給食センター	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と連携をとり児童生徒等の情報を把握する。 ・使用食材の原材料配合表やアレルギー食品に関する資料を準備・確認する。 ・資料をもとに学校給食予定献立表および個人別の食物アレルギー給食予定献立表を作成し、学校を通じて保護者に配布する。献立表作成にあたっては、間違いがないように複数の職員で確認する。
	学校	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の情報を把握し、保護者・給食センターと連携する。 ・学校給食予定献立表または、個人別の食物アレルギー給食予定献立表をもとに、毎日の対応を確認する。 ・学級担任は、除去する原因食物を正しく理解し、本人のみならず他の児童生徒にも正しく理解するように指導する。 ・学級担任不在時の対応（代理者等）を明確にしておく。 ・誤食した場合の対応を全教職員で確認しておく。
	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食予定献立表または、個人別の食物アレルギー給食予定献立表に対応内容を記入し、学校と連携する。 ・学校給食予定献立表または、個人別の食物アレルギー給食予定献立表を毎日確認し、本人に取り除く食品をよく理解させておく。また、学校（学級担任等）に取り除く食品を連絡することについて協力を求める。
留意点		<ul style="list-style-type: none"> ・詳細な献立表対応はアレルギー対応の基本であり、レベル2以上の対応でもあわせて提供する。

レベル2：弁当対応

【一部弁当対応】

対応アレルギー食品（卵・牛乳および乳製品・えび）において除去食又は代替食対応が困難な場合、または対応アレルギー食品以外の食物アレルギーを持っている児童生徒において、該当アレルギー食品を含む献立がある場合、その献立に対してのみ部分的に弁当持参する対応。

個人別の食物アレルギー給食予定献立表を用いて学校と共通理解を図り、かつ一部弁当対応を希望する場合は、給食センターへの「学校給食対応実施申請書」および「学校生活管理指導表」の写しの提出は必須とする。

全家庭に配布している学校給食予定献立表を用いて学校と共通理解を図り、かつ一部弁当対応を希望する場合は、学校への「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。

例)・牛乳および乳製品アレルギー生徒が、パン・牛乳の代わりに家庭からおにぎり・お茶を持参する。

・さばアレルギーの生徒が、さばの塩焼きの代わりに家庭から鮭の塩焼きを持参する。等

【完全弁当対応】

原因食物が多い場合や極微量でも重篤なアレルギー症状を起こす場合など、食物アレルギー対応が困難で通常献立の給食を食べることができない場合、給食を停止し、すべて弁当持参

<p>する対応。この場合、給食センターへの「学校給食対応実施申請書」および「学校生活管理指導表」の写しの提出は必須とする。</p> <p>例) 小麦・大豆アレルギーの児童で、醤油・味噌まで除去が必要と診断されている場合。等</p>		
役割	給食センター	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と連携をとり児童生徒等の情報を把握する。 ・使用食材の原材料配合表やアレルギー食品に関する資料を準備・確認する。 ・資料をもとに学校給食予定献立表および個人別の食物アレルギー給食予定献立表を作成し、学校を通じて保護者に配布する。献立表作成にあたっては、間違いがないように複数の職員で確認する。
	学校	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の情報を把握し、保護者・給食センターと連携する。 ・保護者と連携し、学校給食予定献立表または、個人別の食物アレルギー給食予定献立表をもとに弁当対応の内容を決定する。 ・保護者と決定した内容をもとに、学校給食予定献立表または、個人別の食物アレルギー給食予定献立表を用いて、毎日の対応を確認する。 ・学級担任が該当児童生徒のことを正しく理解するとともに、他の児童生徒にも十分に理解させ、本人が精神的な負担を感じないように配慮する。 ・特に一部弁当対応の場合は、保護者との連携、給食提供にかかわる全教職員が対応内容を把握、確認し誤食を防止する。 ・児童生徒が持参した弁当を衛生的に管理する。
	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食予定献立表または、個人別の食物アレルギー給食予定献立表に弁当持参の有無を記入し、学校と連携する。 ・学校給食予定献立表または、個人別の食物アレルギー給食予定献立表を毎日確認し、該当日は弁当を持参させると共に、本人にも理解させておく。

レベル3：除去食対応

給食センターで調理する通常献立から調理過程で対応アレルギー食品（卵・牛乳および乳製品・えび）を除いた給食を個人別専用容器に入れて提供する対応。この場合、給食センターへの「学校給食対応実施申請書」および「学校生活管理指導表」の写しの提出は必須とする。

例) 牛乳および乳製品アレルギー児童に対して、通常献立「クリームシチュー」の調理過程で、牛乳・クリームポタージュの素・生クリームを入れず、対応食「コンソメスープ」を提供する。等

レベル4：代替食対応

給食センターで調理する通常献立から、対応アレルギー食品（卵・牛乳および乳製品・えび）において、除去食対応が困難な献立の場合、代替りのものを給食センターで調理し、個人別専用容器に入れて提供する対応。この場合、給食センターへの「学校給食対応実施申請書」および「学校生活管理指導表」の写しの提出は必須とする。

例) 卵アレルギー児童に対して、オムレツの代わりにハンバーグを提供する。等		
役割	給食センター	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と連携をとり児童生徒等の情報を把握する。 ・資料と通常献立をもとに除去食および代替食献立を作成し、個人別の食物アレルギー給食予定献立表を用いて、学校・家庭に給食センターで行う除去食・代替食の対応を示す。献立表の作成にあたっては、間違いがないように複数の職員で確認する。 ・アレルギー対応作業を明記した調理指示書・作業工程表・作業動線図を作成し、通常食・対応食にかかわる作業を確認できるようにする。 ・確実に原因食物が除去されるよう、事前に栄養教諭等・調理員で打ち合わせを行う。 ・原因食物混入防止のため、アレルギー対応食調理専用スペースにおいて担当者が専用エプロンを着用し、専用調理器具を用いて調理する。 ・個人別専用容器には、学校名・学年・組・名前を明記する。 ・配送前に「学校給食配送食物アレルギー対応確認書」を用いて、正しく準備されているか確認し押印、配送時にも確認し押印する。
	学校	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の情報を把握し、保護者・給食センターと連携する。 ・保護者と連携し、個人別の食物アレルギー給食予定献立表をもとに対応内容を決定する。 ・保護者と決定した内容をもとに、毎日の対応を確認する。 ・除去食や代替食がある日は、給食が届いたら、「学校給食配送食物アレルギー対応確認書」を用いて正しく準備されているか確認して押印する。 ・学校内での対応食の受け取り方法および誤食防止のためのルールをマニュアル化する。(献立内容の確認、給食当番の役割の確認、配膳時の注意、おかわり等喫食時の注意、片づけ時の注意 等)
	家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・個人別の食物アレルギー給食予定献立表をもとに対応内容について学校と連携する。 ・個人別の食物アレルギー給食予定献立表を毎日確認し、該当日には対応食があることを本人にも理解させておく。
留意点		<ul style="list-style-type: none"> ・主治医等の診断のもと可能な範囲で対応を行う。 ・除去食・代替食対応をする日の栄養の不足分については、給食で補うことができないため、家庭で補ってもらうよう協力を求める。

※このマニュアルは、小学校及び中学校に適用する。

※このマニュアルは、必要に応じて適宜見直すものとする。

2 食物アレルギー対応委員会

校長を責任者とし、関係職員で組織する「食物アレルギー対応委員会（以下、校内食物アレルギー対応委員会）」を校内に設置する。それぞれの職種に応じた役割を担い、日々の給食提供と事故防止および事故時の対応に精通しておく必要がある。

(1) 設置の目的

校内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し、該当児童生徒の対応について、学校給食および学校生活全般における適切な対応を検討・決定し、全教職員が共通理解を図ることができるようにする。また、校内危機管理体制を構築し、各関係機関と連携、具体的な対応訓練、校内外の研修企画・実施・参加を促す。

(2) 校内食物アレルギー対応委員会の主な役割

- ①五條市立小中学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方にに基づき、食物アレルギー対応の具体的な内容を決定する。
- ②校内における食物アレルギー対応についてマニュアル化する。
- ③校内の児童生徒の食物アレルギーに関する実態を把握し、様々な対応を協議・決定する。
- ④緊急時に円滑な対応ができるように、教職員の共通理解と緊急時対応体制を整備する。
- ⑤各関係機関と連携し、校内において事故発生時を想定したロールプレイングやエピペン®の使用方法についての研修、緊急時の対応について文部科学省作成のDVD等を活用し実践的演習を取り入れた研修を実施する。
- ⑥事故、ヒヤリハット等の情報を共有し改善策を検討するとともに、事例を市教育委員会へ報告する。

(3) 校内食物アレルギー対応委員の構成と役割例

役職	主な仕事内容
校長等	<ul style="list-style-type: none">・校内の食物アレルギー対応の最高責任者であり、市教育委員会等の方針の主旨を理解し、教職員に指導するとともに、組織が有効に機能するように校内外の体制を整備する。・校内食物アレルギー対応委員会を設置する。・該当児童生徒の保護者と個別面談を実施する。面談の際、学校としての基本的な考え方を説明する。・関係教職員と協議し、「個別支援プラン」の最終決定および全教職員で共通理解を図る。・関係教職員と協議し、学校での食物アレルギー対応を決定する。・緊急時には迅速な指揮命令を行う。
保健主事	<ul style="list-style-type: none">・校内食物アレルギー対応委員会を開催する。・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、全教職員で連携を図る。

<p>養護教諭</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学級担任や関係教職員と連携し、食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握や個別支援プラン、緊急措置方法等（応急処置の方法や連絡先の確認等）を立案する。 ・該当の児童生徒の保護者と個別面談を行う。 ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、対応内容について全教職員で共通理解を図る。 ・学級担任等と連携し、本人や周りの児童生徒への保健指導や健康相談を行う。 ・学級担任等と連携し、異常の早期発見・早期対応に努める。 ・食物アレルギー疾患に関する医学的な情報を教職員に提供する。 ・給食センター、家庭と連携調整を行う。 ・主治医、学校医、医療機関との連携を図り、応急処置の方法や連絡先を事前に確認する。
<p>学級担任等 (学年代表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態や個別支援プラン、緊急措置方法等について把握する。 ・該当の児童生徒の保護者と個別面談を行う。 ・給食の時間は、毎日、決められた確認作業（提供された除去食が正しいか等）を確実にを行い、誤食を防止する。また、楽しい給食の時間を過ごせるように配慮する。 ・食物アレルギーを有する児童生徒の給食の喫食や食べ残し状況等を確認し、実態把握に努める。 ・給食の時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。 ・他の児童生徒に対して、食物アレルギーや当該児童生徒について正しく理解できるように指導を行い、偏見や冷やかし等が生じないように配慮する。 ・家庭と連携し、対応をすすめる。
<p>給食主任</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学級担任や関係教職員と連携し、食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握や個別支援プラン、緊急措置方法等（応急処置の方法や連絡先の確認等）の立案に携わる。 ・該当の児童生徒の保護者と個別面談を行う。 ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、対応内容について全教職員で共通理解を図る。 ・給食センター、家庭との連絡調整を行う。
<p>教職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態や個別支援プラン、緊急措置方法等について共通理解を図る。 ・学級担任が不在のとき、サポートに入る教職員は、学級担任同様に食物アレルギーを有する児童生徒のアレルギーの内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。
<p>学校医</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と連携し、専門的立場から食物アレルギーに関する指導・助言を行う。
<p>給食センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受配校との連絡調整を行う。

所長	<ul style="list-style-type: none"> ・受配校の食物アレルギーを有する児童生徒を把握し、対応内容を確認する。 ・アレルギー対応委員会の内容について共通理解を図る。
栄養教諭等	<ul style="list-style-type: none"> ・受配校の食物アレルギーを有する児童生徒の実態把握をする。 ・必要に応じて、受配校の個別面談に同席する。 ・必要に応じて、受配校の個別支援プラン（案）の作成に協力する。 ・関係教職員と連携し、安全な給食提供環境を構築する。 ・本マニュアルや「学校生活管理指導表」、「学校給食対応実施申請書」に基づき、給食対応（詳細な献立表の作成、混入事故のない調理の管理、調理員との連携等）を確実に行う。 ・受配校や家庭と共通認識の下、対応をすすめる。
調理員	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する児童生徒を把握し、対応の内容を確認する。 ・栄養教諭等の調理指示の下、混入・誤配食がないように調理作業の綿密な打ち合わせを行い、安全かつ確実に作業する。 ・物資の表示を確認し、原材料に除去すべき食品があった場合は速やかに給食センター所長に報告する。

※必要に応じて、学校医、給食センター所長、栄養教諭等、調理員代表、教育委員会担当者、関係保護者、主治医、学校薬剤師等を加えることとする。

（４）保護者との面談における確認事項

面談は、「学校生活管理指導表」や事前に保護者から提出を受けた「食物アレルギーに関する調査票」等に記載された事項について補うとともに、市教育委員会および学校の考え方を理解してもらうための良好な関係を築く場となるものである。

①面談時の原則

ア 面談は複数名で対応する。

※初回の面談については、校長又は教頭・学級担任（決定している場合）・養護教諭・給食主任は参加必須とする。

イ あらかじめ、面談で聴取する内容を決めておく。学校給食についての聴き取りにあたっては、「食物アレルギー対応面談調書」を活用し、もれ落ちのないようにする。

ウ 保護者に市教育委員会および学校の考え方と対応内容について丁寧に説明し、理解を得る。

エ 面談結果から、「個別支援プラン（案）」を作成する。作成者はあらかじめ決定しておく。

②面談の主な項目例 ※「食物アレルギー対応面談調書」をもとに面談すること。

《聴取する事項》

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ・学校生活管理指導表について | ・持参薬（エピペン®含む）について |
| ・アレルギーの原因となる食品について | ・給食での対応について |
| ・アナフィラキシーショックについて | ・連絡体制について |
| ・家庭での対応状況について | ・情報共有について |
| ・家庭との連絡方法について | 等 |

《情報提供する事項》

- ・給食提供の可否（完全提供、対応食提供、当日の献立による部分提供、弁当対応等）
- ・学校給食予定献立表または個人別の食物アレルギー給食予定献立表（詳細な献立表）並びに原材料配合表の提供
- ・持参する弁当の学校での保管場所および保管方法（職員室内冷蔵庫等）
- ・薬（エピペン®等）を持参する場合の取り扱い（保管場所および使用方法等）
- ・緊急時の対応 等

(5) 対応の決定と全教職員への周知

面談の結果をもとに、校内で「個別支援プラン」を作成する。それをもとに、個人別に校内における給食対応の詳細を決定し、全教職員間で共有できるように周知する。

また、給食センターでの対応が必要となる児童生徒については、「学校生活管理指導表」の写しおよび「食物アレルギー対応面談調書」の写しとあわせて、「学校給食対応実施申請書」、「牛乳・パン配食停止・再開願（牛乳および乳製品アレルギー該当者のみ）」を保護者から学校を通じて給食センターに提出の後、「学校給食対応実施決定通知書」をもって決定となる。

上記の決定内容は、校内で情報を共有するとともに、保護者にも伝え、了承を得る。

(6) 事故及びヒヤリハットの情報共有と改善策の検討

事故の把握と把握のためのシステムを構築する。

事故およびヒヤリハットが発生したら事故原因の究明を行う。まず、速やかに管理職へ報告し、関係者への聴き取りを行う。原因が判明したら、校内食物アレルギー対応委員会において、危機管理体制に基づく検証をし、再発防止策を検証・決定し、周知運用することで事故防止に努める。

また、全ての事故およびヒヤリハット事例については、「アレルギー事故発生速報」、「アレルギー事故発生報告」および「アレルギーヒヤリハット報告書」を用いて、市教育委員会へ報告する。

市教育委員会は、県教育委員会および五條市学校給食食物アレルギー対応検討委員会に報告する。

(7) 校内食物アレルギー対応委員会の年間計画例

学校行事等を踏まえ、食物アレルギーの対応について、計画的に進めることが必要となる。

《参考例》

○市教育委員会等とのかかわり ☆小学校関係 ★中学校関係 ・共通

月	校内での実施内容	関連行事と市教育委員会等とのかかわり	
4	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援プランの決定と共有 ・給食運営実施について共通理解 	<ul style="list-style-type: none"> ○市教育委員会等の方針を各学校へ説明 ○事故報告・アレルギー対象人数等の報告 依頼 	学校給食実施
5	<ul style="list-style-type: none"> ・校内食物アレルギー対応研修会（エピペン®実施研修を含む） ○食物アレルギー対応の実態報告 	○危機管理マニュアル（食中毒・食物アレルギー含む）の見直し依頼	

6		○五條市学校給食食物アレルギー対応検討委員会（実態や事故の検証、方針やマニュアル等について検討）	状況把握
7	・1学期の学校給食実施結果		
8		○市食物アレルギー研修会	
9	・2学期の学校給食対応 ☆次年度入学児童へのアレルギー調査 ☆食物アレルギーを有する次年度入学児童へ管理指導表の提出依頼	☆就学時健康診断案内送付 ☆給食センターにおける食物アレルギー対応実施申請書等の提出依頼	
10	★次年度入学生徒へのアレルギー調査 ★食物アレルギーを有する次年度入学生徒へ管理指導表の提出依頼	☆入学説明会	
11	・食物アレルギーを有する児童生徒（在校生）へ学校生活管理指導表の提出依頼		
12	・食物アレルギーを有する児童生徒（在校生）の個別面談の実施および対応継続・変更・中止にかかわる書類の提出を依頼 ・2学期の学校給食実施結果		
1	・3学期の学校給食対応 ・食物アレルギーを有する次年度入学児童生徒の個別面談の実施および対応にかかわる書類の提出を依頼		
2	・食物アレルギーを有する入学児童生徒の対応を検討 ・食物アレルギーを有する全児童生徒の対応にかかわる食物アレルギー対応実施申請書等の書類の給食センターへの提出締切 ☆保幼小連携、情報交換 ★小中学校連携、情報交換	☆★入学説明会 ○五條市学校給食食物アレルギー対応検討委員会（対応の判断に迷う児童生徒や施設について支援内容を検討）	
3	・個別支援プラン（案）の作成、仮決定、共有 ・3学期、年度末の学校給食実施結果 ・次年度学校給食実施計画		

※年度途中の転入児童生徒は、その都度情報提供・収集し、必要に応じて個別対応を行う。

3 給食における対応の申請と決定までの流れ

9月上旬ごろに市教育委員会（給食センター）より、学校へ給食センターにおける食物アレルギー対応に必要な書類の提出依頼を受ける。学校においては、次年度の食物アレルギー対応に向けて、対応者の把握、書類の作成を行い、校内の体制を整える。

(1) 対応申請の確認・調査

申請時期	対応内容
小中1年生（新入学時） および転入時	就学时健康診断、入学説明会等で、学校給食における食物アレルギー対応の内容を説明する。 「食物アレルギーに関する調査票（様式1）」を配布し、アレルギーの有無とアレルギー対応の希望を把握するために調査する。また、アレルギー対応を希望される保護者には、「学校生活管理指導表（県様式3-1または3-2）」等を必ず提出してもらい、申請対応を進める。
進級時	前年度中に対応の継続、変更、中止の申請対応を行う。
新規発症・診断 および診断内容の変更	保護者から申し出のあった際は、随時対応する。 学校給食における食物アレルギー対応の内容を説明する。対応が必要または、変更となる場合は、「学校生活管理指導表（県様式3-1または3-2）」等を必ず提出してもらい、申請対応を進める。

(2) 個別面談の実施

「学校生活管理指導表（県様式3-1または3-2）」が提出された児童生徒の保護者との個別面談を必ず行う。新規対応者の個別面談は、必ず管理職参加の下、実施する。

①参加者の調整・事前の打ち合わせ

面談は管理職及び養護教諭・学級担任・給食主任・その他教職員が出席して行う。学校は、面談日程の調整を行い、可能な限り関係職員が幅広く参加できるように調整する。必要に応じて、栄養教諭等の参加を依頼する。校内食物アレルギー対応委員会で、事前に「食物アレルギー対応面談調書（様式5）」の項目以外に聴き取りが必要となる事項がないか検討しておくことが望ましい。

②面談の実施

面談は、「学校生活管理指導表（県様式3-1または3-2）」の確認と「食物アレルギー対応面談調書（様式5）」を用いて保護者から聴き取りした面談内容を記録する。面談後に、関係職員で「食物アレルギー対応面談調書（様式5）」の記載について確認を行う。

③その他

必要に応じて保護者や医療機関に情報提供を求め、学校内での具体的な対応内容について検討・確認を行う。

(3) 対応に係る書類の作成・提出

①申請書類を作成

保護者に申請書等を渡し、作成を依頼する。

②申請書類の提出

保護者から提出された申請書等を関係職員で確認のうえ、「学校給食における食物アレルギー対応及び乳糖不耐症対応に係る書類の提出について（様式6）」をつけて給食センターへ提出する。

申請書類等	作成者 学校●・保護者◆
学校給食対応実施申請書（様式2）	◆
牛乳・パン配食停止・再開願（食物アレルギー用）（様式3）	◆牛乳・乳製品の対応者のみ
学校生活管理指導表（県様式3-1または3-2）	◆医師が記入したものを提出
食物アレルギー問診票（県様式3-3）	◆
食物アレルギー対応面談調書（様式5）	●
学校給食における食物アレルギー対応及び乳糖不耐症対応に係る書類の提出について（様式6）	●申請時に学校から1部
学校給食対応者一覧表（様式7）	●4月上旬

ア 小学校6年生が市内の中学校へ入学する場合は、在学している小学校で申請対応を進め、中学校へは小中連絡会等に対応者の情報や申請書等の引継ぎを行う。

イ 食物アレルギー対応は、給食センターに申請書等の提出が10日までにされた場合は翌月から、10日以降の場合は、翌々月からとなる。

③個別支援プラン（案）の作成

養護教諭等は、個別面談で得られた情報をまとめ、「個別支援プラン（県様式6）（案）」を作成する。

（4）給食センターにおける対応の実施の決定

①提出書類の確認

学校から提出された申請書等に基づき、給食センターでの対応内容を協議・決定する。必要に応じて、申請内容等について学校へ問い合わせを行う。

②対応内容の決定通知

学校と保護者に対し、「学校給食対応実施決定通知書（様式8）」を用いて、対応内容を通知する。

（5）個別支援プランの決定と情報共有

①校内食物アレルギー対応委員会の開催

校内食物アレルギー対応委員会を開催し、「学校生活管理指導表（県様式3-1または3-2）」「食物アレルギー対応面談調書（様式5）」「学校給食対応実施決定通知書（様式8）」等の資料に基づき、対象となる児童生徒ごとに、「個別支援プラン（県様式6）」を検討・決定する。また、全教職員へ周知する方法や教室での対応方法なども決定しておく。

②個別支援プランの周知

校長は、「個別支援プラン（県様式6）」の内容を全職員に周知徹底する。あわせて、保護者へ対応内容を通知し、了解を得る。

(6) 市教育委員会における対応内容の把握

市教育委員会は、食物アレルギー対応について、学校からはアレルギーを有する在籍者児童生徒の情報を、給食センターからは対応者・対応内容の報告を受け、内容を確認・把握し、環境の整備や指導、支援を行う。

また、学校に在籍するアレルギーを有する児童生徒について、医療機関、消防署等との連携を図る。

(7) 対応の開始

①学校における食物アレルギー対応

給食を安全に提供できる体制を保護者とともに最終確認し、対応を開始する。

保護者からの要望に対応できない場合は、丁寧にその理由や状況を説明し、理解を得るようにする。

②給食センターにおける食物アレルギー対応

所長や栄養教諭等、調理員は給食を安全に提供できる体制を整え、具体的な作業手順等を整理し、周知徹底を図り、混入や誤配のないよう、万全の準備を行う。

(8) 評価・見直し

定期的に対応の評価と見直しを行う。

①評価

学級担任は、食物アレルギーを有する児童生徒の喫食状況等を確認・把握する。

②見直し

保護者が給食における対応を希望する場合は、毎年、「学校生活管理指導表（県様式3-1または3-2）」の提出を求める。

経過による症状の軽症化や、新たな食物アレルギーが発症した場合などの変化がある場合は、医師と相談しながら対応の見直しを検討する。

③定期的な面談

定期的な面談を行うことで、保護者と学校、給食センターが適切な対応に向けて、良好なコミュニケーションを築く。

面談では、児童生徒の喫食中の様子を伝え、家庭での除去状況や医療機関受診状況等の変化を聴き取りし、その後の対応に反映させる。また、その時点での課題や問題点などがあれば、解決に向けて話し合いを行う。面談者は、養護教諭や学級担任等とし、管理職も積極的に参加することが望ましい。必要に応じて、栄養教諭等にも参加を依頼する。

(9) 乳糖不耐症対応の申請の流れ

食物アレルギー以外の疾患により、食事に一定の制限を設ける必要のある児童生徒がいる。食物アレルギー以外の疾患については、乳糖不耐症の原因である飲用牛乳の対応を実施している。

①乳糖不耐症対応の基準

医師の診断及び指示に基づいて対応を行う。

②対応内容

飲用牛乳および飲用牛乳の代替品の提供を停止する。

③対応までの流れ

- ア 保護者から相談を受けた際には、対応内容を説明する。
- イ 医師の診断書の提出、申請書等の作成を依頼する。
- ウ 保護者からの提出書類と「学校給食における食物アレルギー対応及び乳糖不耐症対応に係る書類の提出について（様式6）」をあわせて、給食センターに提出する。

④提出書類について

食物アレルギー対応と同様に、進級時にも提出が必要となる。

申請書類等	作成者 学校●・保護者◆
学校給食対応実施申請書（様式2）	◆
牛乳配食停止・再開願（乳糖不耐症用）（様式4）	◆牛乳・乳製品の対応者のみ
医師の診断書	◆医師が作成したものを提出
学校給食における食物アレルギー対応及び乳糖不耐症対応に係る書類の提出について（様式6）	●申請時に学校から1部
学校給食対応者一覧表（様式7）	●4月上旬

- ア 小学校6年生が市内の中学校へ入学する場合は、在学している小学校で申請対応を進め、中学校へは小中連絡会等で対応者の情報や申請書等の引継ぎを行う。
- イ 食物アレルギー対応と同様に、給食センターに申請書等の提出が10日までにされた場合は翌月から、10日以降の場合は、翌々月からとなる。

⑤対応の決定

給食センターは、学校から提出された申請書等に基づき、飲用牛乳停止の手続きを行う。必要に応じて、申請内容等について学校へ問い合わせを行う。

給食センターから、学校と保護者に対し、「学校給食対応実施決定通知書（様式8）」を用いて、飲用牛乳停止の決定を通知する。

（10）対応を中止するまでの流れ

保護者から対応を中止したい旨の申し出があった際には、「学校生活管理指導表（県様式3-1または3-2）」に基づき、随時対応をする。

①対応中止に係る書類の作成

保護者に「学校生活管理指導表（県様式3-1または3-2）」の提出、申請書等の作成を依頼する。

乳糖不耐症対応の場合は、医師の診断書の提出と申請書等の作成を依頼する。

②申請内容・申請書等の確認

学校は、保護者から提出された「学校生活管理指導表（県様式3-1または3-2）」と申請書等の内容を確認のうえ、「学校給食における食物アレルギー対応及び乳糖不耐症対応に係る書類の提出について（様式6）」とあわせて給食センターに提出する。必要に応じて面談を行う。

「学校生活管理指導表（県様式3-1または3-2）」において、給食以外で管理必要となってい

る場合は、保護者への聴き取りを行い、必要となる対応について、学校は保護者と共通認識を図る。

申請書類等	作成者 学校●・保護者◆
学校給食対応実施申請書（様式2）	◆
牛乳配食停止・再開願（乳糖不耐症用）（様式4）	◆牛乳・乳製品の対応者のみ
学校生活管理指導表（県様式3-1または3-2）	◆アレルギー対応 医師が記入したものを提出
医師の診断書	◆乳糖不耐症対応 医師が作成したものを提出
学校給食における食物アレルギー対応及び乳糖不耐症対応に係る書類の提出について（様式6）	●申請時に学校から1部
学校給食対応者一覧表（様式7）	●4月上旬

ア 小学校6年生が市内の中学校へ入学する場合は、在学している小学校で申請対応を進め、中学校へは小中連絡会等で対応者の情報や申請書等の引継ぎを行う。

イ 申請の対応と同様に、給食センターに申請書等の提出が10日までにされた場合は翌月から、10日以降の場合は、翌々月からとなる。

ウ 転出に伴う対応の中止を申請する場合は、「学校生活管理指導表（県様式3-1または3-2）」または医師の診断書の提出は不要とする。

③対応の決定

給食センターは、学校から提出された申請書等に基づき、中止の対応を行う。必要に応じて、申請内容等について学校へ問い合わせを行う。

給食センターから、学校と保護者に対し、「学校給食対応実施決定通知書（様式8）」を用いて、対応中止の決定を通知する。

④対応中止の周知

学校長は、学校給食で対応中止となった旨を、全職員に周知し共通認識を図る。

また、学校給食以外で管理が必要な場合は、その内容も全職員に周知し共通認識を図る。

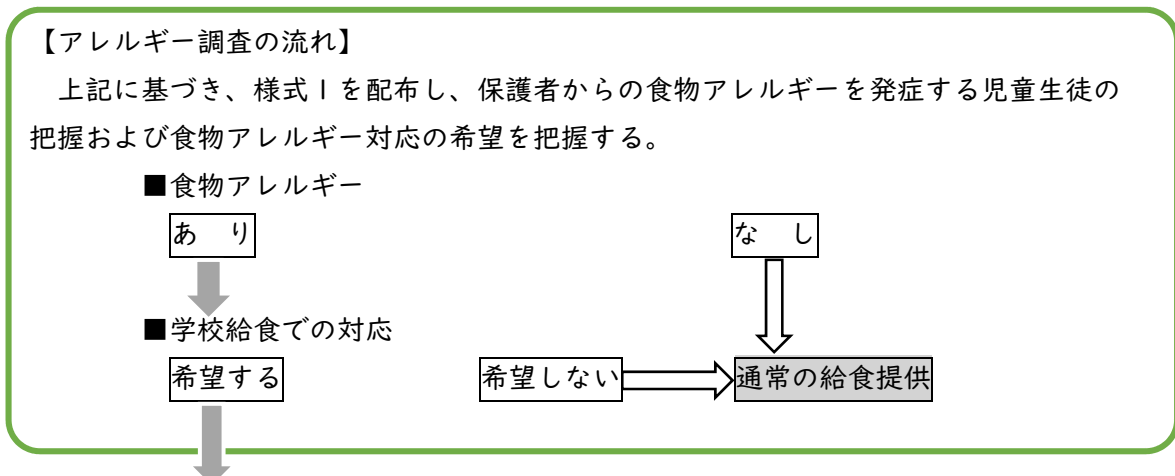
3 学校給食における食物アレルギー対応フローチャート（対応申請）

転入生や症状の変更があった場合は、随時対応を進めることとする。

学校が行う内容	市教育委員会・ 給食センターが行う内容
---------	------------------------

申請書等の提出依頼 (9月)	次年度の対応に向けて、学校へ食物アレルギーに必要な書類の提出を依頼する。
-------------------	--------------------------------------

食物アレルギーに関する調査票 (様式1)	小学校新1年生	転入生	在校生	中学校新1年生
	10月～11月	転入時	2学期ごろ	2学期ごろ
	就学時健康診断時等に実施		毎年実施することが望ましい	小学校で調査し、中学校へ送付
	入学に向けた対応確認	転入に向けた対応確認	新年度に向けた対応確認	進学に向けた対応確認



対応児童生徒の把握	「学校生活管理指導表（県様式3-1または3-2）」「食物アレルギー問診票（県様式3-3）」を配布し、医療機関への受診を依頼する。
-----------	--

個別面談の実施	個別面談日を設定し、保護者に通知する。 ※対象：学校生活管理指導表（県様式3-1または3-2）を提出した児童生徒
	様式5を用いて面談を行う。 面談参加者：保護者・校長または教頭・学級担任・養護教諭・給食主任等 ※必要に応じて、その他の教職員・栄養教諭等の参加を依頼する。 ※新規対応者の個別面談は、必ず管理職参加の下、実施する。 ※必要に応じて、医療機関に情報提供を求める。
中学校新1年生	小学校で実施し、面談内容を引継ぐ。

保護者が希望する対応を聴き取り、本市・学校で対応できる内容を伝え、申請内容を決定する。

書類の作成	個別支援プラン（県様式6）	面談の結果を受けて、「個別支援プラン（県様式6）（案）」を作成する。 ※中学校新1年生は、小学校から書類・情報を引継ぎ作成する。
	提出書類	保護者から提出された申請書等をまとめて、給食センターへ提出する。 様式2・3・4・5、県様式3-1または3-2・3-3

給食センターへの提出にあたっては、様式6をつけて提出する。

※次年度の対応提出締切：2月中旬ごろ

※翌月からの対応：前月10日締切

在籍学級の報告（4月）	前年度中に申請した児童生徒の在籍学級決定後、様式7で給食センターへ報告する。
-------------	--

給食センターにおける対応内容の決定 （4月または随時）	学校から提出された申請書等を確認し、対応内容を検討・決定する。 様式8で学校・保護者に通知する。
--------------------------------	---

校内アレルギー対応委員会の開催	学校における対応の検討・決定を行う。 「個別支援プラン（県様式6）」の決定を行う。	
	参加者	校長・教頭・養護教諭・保健主事・学級担任・給食主任等 ※必要に応じて、その他の教職員・栄養教諭等に参加を依頼する。
	活用書類	様式1・2・5・8、県様式3-1または3-2・3-3・4-2・6・7等

最終調整と情報の共有	校長は、校内食物アレルギー対応委員会で決定した内容を全教職員に周知し、保護者へ対応内容を通知する。 学校は、保護者に対して学校での対応を説明し、共通認識を図り対応を実施する。
------------	--

情報の把握	教育委員会は、学校からのアレルギーを有する児童生徒の情報と、給食センターでの対応者・対応内容を把握し、環境整備や指導、支援を行う。
-------	---

対応開始	学校給食における食物アレルギー対応開始。
------	----------------------

評価見直し等	保護者と学校は、定期的に対応の評価と見直しを行う。
--------	---------------------------

3 学校給食における食物アレルギー対応フローチャート（対応中止）

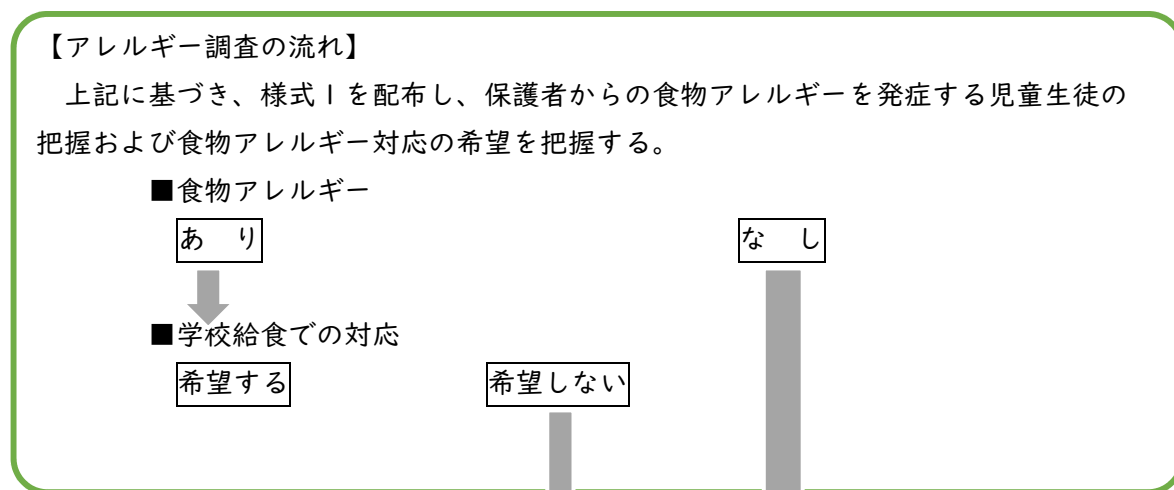
転入生や症状の変更があった場合は、随時対応を進めることとする。

学校が行う内容	教育委員会・ 給食センターが行う内容
---------	-----------------------

申請書等の提出依頼 (9月)	次年度の対応に向けて、学校へ食物アレルギーに必要な書類の提出を依頼する。
-------------------	--------------------------------------



食物アレルギーに関する調査票 (様式1)	在校生	中学校新1年生
	2学期ごろ	2学期ごろ
	毎年実施することが望ましい。	小学校で調査し、中学校へ送付
	新年度に向けた対応確認	進学に向けた対応確認



対応児童生徒の把握	「学校生活管理指導表（県様式3-1または3-2）」「食物アレルギー問診票（県様式3-3）」を配布し、医療機関への受診を依頼する。
-----------	--



医師の診断を確認	「学校生活管理指導表（県様式3-1または3-2）」を確認し、管理不要か検討する。 ※必要に応じて、保護者や医療機関に情報提供を求める。	
	中学校新1年生	小学校で実施し、面談内容を引継ぐ。

保護者が希望する対応を聴き取り、申請手続きを進める。必要に応じて面談を行う。



書類の作成	個別支援プラン（県様式6）	聴き取り内容を、「個別支援プラン（県様式6）」に記載する。 ※中学校新1年生は、小学校から書類・情報を引継ぐ。
	提出書類	保護者から提出された申請書等をまとめて、給食センターへ提出する。 様式2・3・4・5、県様式3-1または3-2・3-3

給食センターへの提出にあたっては、様式6をつけて提出する。

※次年度の対応提出締切：2月中旬ごろ

※翌月からの対応：前月10日締切

在籍学級の報告（4月） ★	申請者の在籍学級決定後、様式7で給食センターへ報告する。
------------------	------------------------------



給食センターにおける 対応内容の決定（4月）	学校から提出された申請書等を確認し、対応内容を検討・決定する。 様式8で学校・保護者に通知する。
---------------------------	---



校内アレルギー対応委員会の開催	必要に応じて、委員会を開催し、学校における対応の検討・決定、「個別支援プラン（県様式6）」の決定を行う。 ※学校生活におけるすべてのアレルギー対応が解除される場合は作成不要。	
	参加者	校長・教頭・養護教諭・保健主事・学級担任・給食主任等 ※必要に応じて、その他の教職員・栄養教諭等に参加を依頼する。
	活用書類	様式1・2・5・8、県様式3-1または3-2・3-3・4-2・6・7等



最終調整と情報の共有	校長は、校内食物アレルギー対応委員会で決定した内容を全教職員に周知し、保護者へ対応内容を通知する。 学校は、保護者に対して学校での対応を説明し、共通認識を図り対応を実施する。
------------	--



対応中止	学校給食における食物アレルギー対応中止
------	---------------------

4 献立の作成と検討

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図るものであることはもちろんのこと、食に関する指導を効果的に進めるための教材であることも考慮して献立を作成する。

また、給食の時間は、仲間や先生と一緒に楽しく食事をしたり、給食当番活動を行ったりと、人間関係を深め、学校生活を明るく豊かにするものであり、人格形成の上で大切な指導の場となる。献立作成においては、食物アレルギーを有する児童生徒も、他の児童生徒と同じように給食の時間を楽しみ、安全に食べることができるように考慮する。

(1) 献立作成における食物アレルギー対応の基本方針

食物アレルギーを有する児童生徒にも安全な学校給食を提供するために、各学校の児童生徒の実態、給食センターの能力や環境（体制・人的環境・物理的環境）を考慮して献立を作成する。

《基本方針》

- 除去食・代替食対応するアレルゲンは、「卵」・「牛乳および乳製品」・「えび」に限定する。
- 食物アレルギー対応にあたっては、多段階対応は行わず、完全除去対応とする。
- 給食センターの能力や環境に応じた範囲で、無理なく対応食調理ができる献立にする。

(2) 基本方針に基づいた安全性の確保を目的とした学校給食提供の考え方

食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とした給食調理および提供を行う。

①調味料・だし・添加物

食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても、症状誘発の原因となりにくい下表の食品（学校生活管理指導表 学校生活上の留意点 Eに記載の食品）については除去の対象としない。これらについて対応が必要な児童生徒は、当該原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味するため、安全な給食提供が困難な場合には、弁当対応を考慮する。

ただし、下表に記載のない食品については完全除去を基本とし、対応の決定にあたっては、保護者と相談の上、医師に改めて確認をとる必要がある。

原因食物	除去する必要のない調味料、だし、添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖、乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ、酢、みそ
大豆	大豆油、しょうゆ、みそ
ごま	ごま油
魚類	かつおだし、いりこだし、魚醤
肉類	エキス

名称：肉だんご
 原材料名：豚肉、ゼラチン、食塩、砂糖、しょうゆ（小麦を含む）、香辛料（小麦を含む）、酵母エキス、調味料（アミノ酸等）、核酸

【小麦の例】

このような表示であれば、特に医師の指示がない限り、基本的に除去する必要はない。

②献立表の工夫

- ア 献立表の作成にあたっては、複数の関係者で確認し、誤表示や記入漏れのないようにする。
- イ 料理ごとに使用している食品がわかる献立表を作成し、学校や保護者等、関係者全員で同一のものを共有できるようにする。
- ウ 食品について詳細な内容を確認するための原材料配合表の配布については、申請があった家庭に配布をして、詳細な原材料が確認できるようにする。

③弁当対応の考慮対象

以下のア、イに該当する場合は、安全な給食提供は困難であり、弁当持参対応を考慮する。

ア 極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

- (ア) 調味料、だし、添加物の除去が必要
- (イ) 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある

※注意喚起例

○同一工場、製造ライン使用によるもの

「本品製品工場では○○（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています。」

○原材料の採取方法によるもの

「本製品で使用しているちりめんじゃこは、えび・かにが混ざる漁法で採取しています。」

○えび・かにを捕食していることによるもの

「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび・かにを食べています。」

- (ウ) 多品目の食物除去が必要
- (エ) 食器や調理器具の共用ができない
- (オ) 揚げ物の際などに油の共用ができない
- (カ) その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

イ 施設の整備状況や人員等の体制が整っていない場合

※単にエピペン[®]所持であるとか、アナフィラキシーやアナフィラキシーショックの既往があるだけで弁当持参対応にはならない。

※(ア)～(カ)に該当する場合、主治医にそこまでの対応の必要があるか改めて確認することが望まれる。

(3) 実施献立の共有

実施献立は、給食センターで作成する学校給食予定献立表または食物アレルギー給食予定献立表を配布し、学校と保護者で対応を共有できるようにする。

5 給食提供の流れ（給食センター版）

（1）体制づくり

給食センターにおいては、食物アレルギー対応を行う児童生徒の情報を給食センター、市教育委員会、調理員・配送員に共有し、対応を進める。

【情報共有内容】

- ・食物アレルギー対応を行う児童生徒の学校・学年組・アレルゲン・対応内容

（2）調理器具・食材の管理

食物アレルギー対応食の調理に使用する調理器具、食材等についてルールを定め、アレルゲンの混入を防止する。

【調理器具等の管理ルール】

- ・調理には食物アレルギー対応食専用の調理器具（鍋・お玉・調理台等）を使用し、決められた場所に保管する。
- ・食物アレルギー対応食の専用容器・配食用お玉等は、決められた場所に保管する。

（3）アレルギー対応食調理の差別化

①調理担当者の差別化

アレルギー対応食の調理担当者を差別化し、作業の単純化、引継ぎによるエラーを防ぐ。調理員の人数が十分でない場合も、調理作業等を区分し、対応食の調理を行えるように配慮する。

食物アレルギー対応食の調理にあたっては、対応食専用のエプロンを使用する。

②調理作業の差別化

給食センターには食物アレルギー対応食専用の調理室がないため、アレルギースペースを設定し調理を行う。また、除去食対応における調理過程中的取り分け（釜での調理中、卵を入れる前に取り分ける等）の場合や代替食の調理の際は、作業工程表や作業動線図を活用しアレルゲンの混入が無いように留意する。

【調理作業の差別化ルール】

- ・食物アレルギー対応専用のエプロンを着用し、調理を行う。
- ・対応食は、アレルギースペースを設定し調理を行う。
- ・作業工程表には、対応食の調理担当者や作業内容、作業時間を明記する。また、アレルゲンを含む食材の取扱い担当者や作業内容、作業時間を明記する。
- ・作業動線図には、対応食の動線・アレルギースペース等やアレルゲンを含む食材の動線を明記し、交差しないよう配慮する。

(4) 確認作業の方法・タイミング

あらかじめ、確認作業の方法を決めておく。また、確認の際には、ダブルチェックや声出し指差し確認し、記録する。

	タイミング	確認内容	確認書類
調理員	検収時	使用食材や調味料について確認 <ul style="list-style-type: none"> ✓納品された食材等が発注したものか 	・検収簿
	作業前 ミーティング	対応食の調理内容について確認（前日・当日朝） <ul style="list-style-type: none"> ✓対応食調理担当者、調理手順 ✓通常食からの取り分けのタイミングや対応食の調理開始の時間 ✓対応を行う児童生徒 ✓必要な調理器具 ✓アレルギースペース ✓アレルギー取扱い担当者 等 	・作業工程表 ・作業動線図 ・調理指示書
	調理時	混入を防ぐための確認 <ul style="list-style-type: none"> ✓対応者数にあわせた分量の取り分け ✓対応食調理に必要な食材、調味料の取り分け ✓アレルギースペースで調理し原因食材が混入していないか ✓アレルギースペースの周囲での作業は雑然としていないか ✓蓋やラップを用いてアレルギーの混入を防いだか 等 	・調理指示書
	配食時	誤配を防ぐための確認 <ul style="list-style-type: none"> ✓対応者の個人別専用容器に配食したか ✓対応者の学校コンテナに積み込みしたか 等 	・学校給食配送食物アレルギー対応確認書
配送員	配送時	誤配を防ぐための確認 <ul style="list-style-type: none"> ✓学校コンテナに対応者の個人別専用容器が積み込まれているか 等 	・学校給食配送食物アレルギー対応確認書
学校	食べる前 食べた後	誤配、誤食を防ぐための受取時、給食中、その後の確認 <ul style="list-style-type: none"> ✓対応食が配送されているか（受取時） ✓対応食が確実に対象の児童生徒へ配膳されたか（給食中） ✓除去するものが間違っていないか（給食中） ✓食べた後の児童生徒の様子（給食後） 	・学校給食配送食物アレルギー対応確認書

(5) 衛生管理

アレルギー対応食の調理においても、加熱調理の温度確認や記録、保存食の採取、給食センターにおける検食について、通常食と同様に実施する。

(6) その他（献立の変更や緊急時の対応）

- ①万が一対応食の対応内容に間違いや、発注と別の食材が納入された場合、または、それらの恐れがあると判断された場合には、給食センター、市教育委員会は対応食や給食の提供について協議し、速やかに学校へ連絡する。学校は、連絡内容に応じて保護者に連絡をとる。
- ②献立の変更や材料の変更がある場合は、①と同様の対応を速やかに行う。
- ③緊急時に使用する備蓄食について、学校は、あらかじめ保護者と食べられるか食べられないかの共通認識を行う。

5 給食提供の流れ（学校版）

（1）学校での体制づくり

学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方は、すべての児童生徒が給食の時間を安全に、かつ、楽しんで過ごすことである。そのためにも、安全性を最優先とし、組織的に対応を進めるために、食物アレルギーの知識や情報、学校における基本的な対応について全教職員で共通認識を図り、学級担任等が不在の際にも対応できるよう体制を整えておく。

誤配食防止の目的で、以下の項目等を取り決める。また、日々の繰り返しの中で、確認作業が形骸化しないよう、注意する。給食の時間中に誤食事故等が起こらないようルールを徹底する。

【誤配食防止のための学校ルール 例】

学校ルール	解説とポイント
ア 対応内容の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギー給食予定献立表は、家庭との共通認識のために使用するものであることから、写しを共有するなどして共通のもので確認するようにする。書き写すことで誤配食のミスにつながりやすい。 ・食物アレルギー給食予定献立表の教室での掲示場所（保管場所）をルール化し、担任等が不在の場合でも確認できる環境を整える。また、教室以外にも職員室や給食室などでも確認できるようにしておく。 ・献立内容の確認は、家庭では登校前に、学校では登校後および配膳前に確認を毎日行う。学校での確認は対応内容だけでなく、持参物の有無についても確認をし、必要に応じて家庭と連絡を取る。 ・持参物の保管については、食中毒が起こらないよう配慮するとともに、アレルゲンの混入が起こる可能性がないか確認する。アレルギー専用冷蔵庫やアレルギー専用のスペースを設けることで混入を予防する。 ・食物アレルギー給食予定献立表を活用せず、学校給食予定献立表でアレルギー対応の連絡を行う場合は、食物アレルギー給食予定献立表と同様の取り扱いをする。
イ 給食当番の役割確認	<ul style="list-style-type: none"> ・アレルゲンの接触により症状が出る児童生徒もいるため、面談時に給食当番活動について保護者に確認しておく。 ・給食当番活動に制限がある場合は、担任等の不在時にも対応できるように、教職員間での共通認識を行うとともに、教室での確認ができるように環境を整えておく。
ウ 配膳時の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・お玉やトング等の食器具を使いまわすことで、アレルゲンの混入が起こるため、共有しないようにする。また、ふきんの使用につ

	<p>いても配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対応食や持参物の受け取りの担当者を決めておく。担任等が不在の場合にも対応できるよう体制を整えておく。 ・アレルギー対応に必要な児童生徒の配膳担当者や配膳方法、配膳のタイミング等について決めておくことで、誤配を防ぐ。 ・配膳後にアレルゲンが混入しないよう、落ち着いて配膳時間を過ぎせるように学級指導を行うようにする。 ・配膳前だけでなく、配膳後の確認を行うことで誤配を防ぐ。
エ おかわり等を含む 喫食中の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・おかわりは担任等に申し出る等のルールを設け、徹底する。児童生徒同士で料理や食材のやり取りを行うことは、アレルゲン摂取につながる可能性があるため禁止する。 ・周囲で食べている児童生徒との接触到気をつける。 ・誤食による症状が出ていないか注意深く観察する。 ・初発、口腔アレルギー症候群等のアレルギー症状発症の可能性があるため、注意を払う。
オ 片付け時や給食後の注意	<ul style="list-style-type: none"> ・微量の接触によるアレルギー症状を起こす児童生徒もいるため、食器や残食の返却、ごみの処理、手洗い場の使用等について配慮するとともに、徹底するよう学級指導を行うようにする。 ・初発、食物依存性運動誘発アナフィラキシー、口腔アレルギー症候群等のアレルギー症状発症の可能性があるため、注意を払う。 ・食物依存性運動誘発性アナフィラキシーの症状がある児童生徒については、給食後の活動に制限があるため、昼休みや午後の授業等に配慮する。
カ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー児童生徒の情報や緊急時の対応については、症状出現時の緊急対応を教職員間で共通認識の下、具体的、確実に対応できるように準備しておく。 ・持参薬の保管場所については、学級ごとに違う保管場所を設定するのではなく、一定の場所に設定することが望ましい。また、担任不在の際にも対応できるよう、全教職員で共通認識を行い、緊急時にもすぐに対応できるよう体制を整えておく。 ・交流給食や調理実習等で給食を別教室で食べることが想定される場合は、アレルギー児童生徒の献立内容の確認方法や配膳方法、持参薬の取扱い等を事前に検討し、教職員間での共通認識を行うことが望ましい。

(2) 学級指導

学校教育活動全体を通じて、食物アレルギーを有する児童生徒への配慮等を含む、食物アレルギーの基本的な理解を促す指導を行う。

学校給食では、学級の児童生徒の理解と協力が必要不可欠であり、食物アレルギーを有する児童生徒に対して、他の児童生徒が対応について不審に思ったり、誤解を招いたりして、いじめ等のきっかけにならないよう、十分配慮する。また、食物アレルギーを有する児童生徒およびその保護者の意向を踏まえ、学級指導を行う。

【学級での指導事項 例】

食物アレルギーについての正しい理解

アレルギーを持つ人にとってはアレルギーの原因となる食材を食べることは、健康や命の危険にかかわります。アレルギーを持たない人が食べるとその食材は栄養になります。アレルギーは、単なる好き嫌いや偏食とはちがいます。

食事を安全に楽しむために、周囲の人たちの協力が必要であること

原因食品が入っているかは、見た目ではわからないこともあるため、給食をあげたり、もらったりしないことは、アレルギーを持つ人の命や健康を守ることに繋がります。

安心して給食の時間を過ごせるよう、給食を配膳し返却をするまで落ち着いた環境を作ること

給食の時間を安全に過ごすためには、給食当番活動だけでなく、学級全体で気をつけることがアレルギーを持つ人への協力です。また、配膳し終わった後や食べているときに給食をこぼしたり、飛ばしたりすることで症状を起こす原因の食材が、アレルギーを持つ人の皮膚に触れたり口に入ってしまったたりしてアレルギー症状が出る可能性があります。配膳中や給食中は落ち着いて過ごしましょう。

間違えて食べたり、症状が出たりしている人を見つけたら、周りの大人に知らせること

アレルギーは、食べているときだけでなく食べた後にも症状が出ます。また、アレルギーの症状が学校で初めて出ることもあります。間違えて食べてしまったのを見つけたら、症状が出ていたり、様子がおかしいと思うときには、すぐに担任や周りにいる大人に知らせましょう。

食事だけでなく、掃除や体育、委員会活動などでも症状が出ることもあること

人によっては、アレルギーの症状が体を動かすことによって引き起こされることがあります。給食を食べた後は、昼休みの外遊びや掃除、体育、委員会の活動ができません。そういった症状を持つ人は、安静にしていると症状が出ないので落ち着いて過ごすことが大切です。

(3) 毎月の給食対応の流れ

アレルギー対応を行う児童生徒の家庭には、毎月末に翌月の食物アレルギー給食予定献立表と申請者に対して加工食品の配合が記載されている原材料配合表を配布する。保護者の責任の下で献立の確認を行い、対応方法（通常献立の喫食可・不可、対応食の喫食可・不可、自己除去、代替品の持参）について記入し、学校へ提出する。学校へ提出された食物アレルギー給食予定献立表等の書類は、学校で内容を確認し、対応を決定する。学校は家庭と共通認識の下、対応ができる体制を整える。また、不明点がある場合は、学校を通じて給食センターに相談する。

①食物アレルギー給食予定献立表

給食センターへ食物アレルギー対応の申請をしている全ての児童生徒に配布する。学校名、学年組、氏名、対応内容の記載がされており、個人別に配布される資料である。

給食センターから提供される対応食の確認や日々の献立ごとに喫食可・不可を保護者が記し、学校と家庭で共通認識するための資料となる。

(4) 食物アレルギー給食予定献立表の見方と活用例

2日(火)			
アレルギー	献立名	対応内容	家庭より
	コッペパン	無配膳	ごはん 持参
乳・麦	コッペパン		
	牛乳(200ml)	無配膳	×
乳	牛乳		
	オムレツ(50g)	代替	×
卵・麦・豆	オムレツ		
鶏	ポテトサラダ じゃがいも チキンハム短冊 きゅうり にんじん 卵抜きマヨネーズ 並塩 白こしょう	ポテトサラダ (ハム無し) 持参	×
豆・豚	オニオンスープ ベーコン たまねぎ ぶなしめじ にんじん むきえだまめ コンソメ	食べられます	
豆・鶏 麦・豆	うすくちしょうゆ 並塩 白こしょう		
麦・豆・鶏	オムレツ代替 代替食チキンナゲット2個		○

〈アレルギー〉
特定原材料および特定原材料に準ずる28品目の表示がされる。

〈給食センター対応〉
給食センターで対応する「卵・牛乳および乳製品・えび」の3品目について、アレルギーを含む食品にピンクの色塗りがされる。

〈対応食の表示〉
給食センターから除去食・代替食の提供がある場合はその日の対応食について記載される。

〈対応内容〉
・無配膳…食べてはいけないため、配らない。
・除去……食べてはいけない食品を除いた代替りのものが提供される。
・代替……食べてはいけないため、代替りの料理が提供される。

〈家庭より〉
保護者が記入する。
・アレルギー枠や食品名を確認し、アレルギーが含まれている食品にマーカーする。
・喫食可(○)不可(×)、持参物の有無を料理ごとに記入する。
・給食センターから提供される「卵・牛乳および乳製品・えび」の3品目の対応食(下部)の喫食を○×で記す。
・原材料配合表の申請者は、献立表とあわせて原材料配合表の確認し、対応内容を記す。

アレルギー、料理、食品の確認、喫食可・不可は保護者の責任において献立表に記入し、学校へ提出する。記入された内容は学校と保護者で共有する。

- 【確認方法】**
- ①アレルギーにより食べられない食品にマーカーする。
 - ②料理ごとに喫食可(○)不可(×)、持参の有無について記す。

②原材料配合表

食物アレルギー給食予定献立表に記載している食品名は、原材料の表記ではないため、必要に応じて原材料配合表で、月、学期、年に使用する食材の原材料やアレルギー表示、メーカー名等の確認をする。これらは、保護者や学校が食品にアレルゲンが含まれているかどうか確認し、除去の確認をより安全に行うための資料である。

アレルギーの表示義務の特定原材料及び表示推奨の特定原材料に準ずるもの以外に食物アレルギーを持つ場合や家庭が希望する場合は、申請により原材料配合表の確認が可能である。

ア 食物アレルギー表

表紙の食物アレルギー表には特定原材料及び特定原材料に準ずる 28 品目の記載がある。

保護者は、原材料配合表で食品の内容を確認し、喫食可・不可欄に○を記入する。食物アレルギー表をもとに、食物アレルギー給食予定献立表の料理内容を確認し、対応内容を記入する。

食物アレルギー表は、食物アレルギー給食予定献立表とあわせて学校との共通認識のために学校へ共有する。学校は、提出された食物アレルギー表の確認をする。

イ 原材料配合表

納入業者より取り寄せた資料となる。原材料配合表は、一部期間（月、学期、年間）に使用する食材のメーカー名と、原材料、アレルゲンが記載されている。原材料配合表を確認し、食物アレルギー表の喫食可・不可欄に○を記入する。

原材料配合表は、月、学期、年等の期間区分があり、その期間の初めのみ配布する。

使用使用する食品の配合内容は、期間区分ごとに変更になる場合があるため、毎回の確認が必要である。

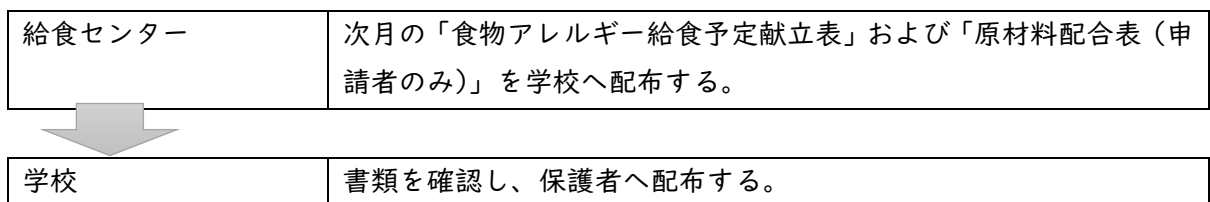
例：5月と7月に「春巻き」を実施予定

→異なるメーカーの食品の使用であった、同じメーカーの春巻きであったが商品の規格に変更があった等により配合されている具材に変更の可能性があるため、同じ食品であっても確認が必要である。

(5) 食物アレルギー事故防止のための献立確認

学校と保護者が共通認識の下、対応が進められるよう体制を整える。

①毎月の献立確認（例）



保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・「原材料配合表（申請者のみ）」に添付されている「食物アレルギー表」に喫食可・不可を記入する。 ・「食物アレルギー給食予定献立表」を確認し、料理ごとに喫食可・不可を記入する。 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「食物アレルギー給食予定献立表」および「食物アレルギー表（原材料配合表の申請者のみ）」を提出する。
-----	--

※給食について不明な点がある場合は、学校を通じて給食センターに問い合わせる。

学校	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者から提出された「食物アレルギー給食予定献立表」「食物アレルギー表（原材料配合表の申請者のみ）」を確認し、対応を決定する。 ・「食物アレルギー給食予定献立表」「食物アレルギー表（原材料配合表の申請者のみ）」の写しを保護者に返却し、共通認識の下、対応を進める。
----	---

※対応について不明な点がある場合は、保護者や給食センターと連絡を取り、対応内容を決定する。

②毎日の流れ（例）

誤配食防止の学校のルール（p26）とあわせて、対応を進める。

登校前	保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・当日の献立の内容について、児童生徒と確認する。
登校後	学校	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒および教職員間で当日の献立の対応内容を確認する。 ・持参弁当を受け取り、保管する。 ・給食当番活動に配慮が必要な場合は、調整を行う。
給食 納入時	学校	<ul style="list-style-type: none"> ・対応食が間違いなく届いているか確認する。 ・納入業者から直送される食品について確認する。
給食時間 （準備）	学校 （担任等）	<ul style="list-style-type: none"> ・「食物アレルギー給食予定献立表」や「食物アレルギー表（原材料配合表の申請者のみ）」で、給食の対応内容を確認する。 ・対応食や持参弁当を受け取る。 ・配膳中は落ち着いた雰囲気をつくり、誤配がないよう確認を行う。
給食時間 （喫食）	学校 （担任等）	<ul style="list-style-type: none"> ・誤配・誤食がないか、症状が出ていないか等、注意を払う。 ・おかわりは、対応内容を確認してから行う。 ・食物アレルギーを有する児童生徒が安心して食べられるよう、落ち着いた環境を作る。



給食時間 (片付け)	学校 (担任等)	・微量の接触によりアレルギー症状が起こる児童生徒への安全が保たれるように返却方法等に注意を払う。 (食器食缶の返却、ごみの処理、手洗い場の使用等)
---------------	-------------	--

(6) 献立の変更や緊急時の対応

- ①万が一、対応食の対応内容に間違いや、発注と別の食材が納入された場合、またはそれらの恐れがあると判断された場合などには、献立内容を変更したり提供を中止したりする場合がある。学校は、給食センター、市教育委員会からの連絡を受け、連絡内容に応じて、保護者に早急に連絡をとる。
- ②緊急時に使用する備蓄食について、学校は、あらかじめ保護者と喫食可・不可の共通認識を行う。

(7) 個別指導

食物アレルギーを有する児童生徒とその保護者に対し、必要に応じて発達段階に応じた個別指導を実施する。

〈個別指導例〉

- ・児童生徒が自分でアレルゲンを判断できる能力の育成
- ・栄養摂取における家庭での留意点
- ・症状が出たら、無理をしないで大人に知らせるようにする 等

(8) 事故およびヒヤリハットの報告

配膳、喫食時の問題点等の全ての事故およびヒヤリハット事例は「アレルギー事故発生速報(県様式10-1)」、「アレルギー事故発生報告(県様式10-2)」および「アレルギーヒヤリハット報告書(県様式9)」を用いて、市教育委員会へ報告する。事故およびヒヤリハットの原因究明を行い、安全な給食の実施となるよう改善し体制を整える。

関係機関と連携しながら、定期的に対応方法の評価、検討及び必要に応じて見直しを行う。

また、事故が発生した際の緊急時の対応については、『6 緊急時の対応』を参照し、体制を整えておく。

6 緊急時の対応

児童生徒に誤食または症状の発現が見られる場合の対応について、教職員間で共通認識の下、具体的・確実に対応できる体制を整えておく。また、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を職員室や教室に常備し、緊急時に活用できるようにしておく。

(1) 日常的対応・準備

①保護者との確認事項

- ・学校生活管理指導表が提出されている児童生徒については、「アレルギー緊急時個別対応カード(県様式7)」を提出してもらい、対応について保護者に確認をとる。
- ・学校は保護者や主治医と連絡を密に行い、対応に変更があれば修正する。
- ・緊急時に保護者へ連絡が繋がらない場合に行う対応など、事前に保護者に確認しておく。

②職員研修

- ・アナフィラキシーの既往のある児童生徒およびアナフィラキシーの恐れのある児童生徒、食物アレルギーを持つ児童生徒について、職員会議や校内研修等において全教職員にその情報を伝達し、誰でも対応可能な体制を構築する。
- ・緊急時に全教職員が具体的に何をするのか、役割ごとの対応や全体の流れなどを理解する。

③内服薬・エピペン®等の管理

- ・エピペン®は、基本的に本人がいるところにあるべきもので、学校にいる間は、全教職員誰もがわかりやすく、取り出しやすい場所に保管する。登下校中や家庭での症状発現の可能性があるため、必ず児童生徒が毎日持って帰るようにする。
- ・内服薬等は、基本的に本人が保管し、保管場所や使用方法については事前に確認をする。
- ・対象となる児童生徒の「アレルギー緊急時個別対応カード(県様式7)」は定められた場所に保管し、すぐに取り出せるようにしておく。

④アレルギーを持つ児童生徒の情報提供

- ・エピペン®が処方されている児童生徒が在籍する場合は、保護者の同意を得た上でその児童生徒の情報を消防機関に提供するなど、日頃から消防機関と連携をとれるようにする。
- ・エピペン®を処方されている児童生徒が救急搬送を要する際は、「緊急対応経過記録票(県様式8-1・8-2)」により経過観察の状況を救急隊に伝達する。ただし、記録をとることによって児童生徒の安全の確保ができない場合はその限りではない。

(2) 事故発生時の対応

食物アレルギーによるアナフィラキシー発生時の対応の手順を教職員間で共通認識する。「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を参考にし、対応を行う。

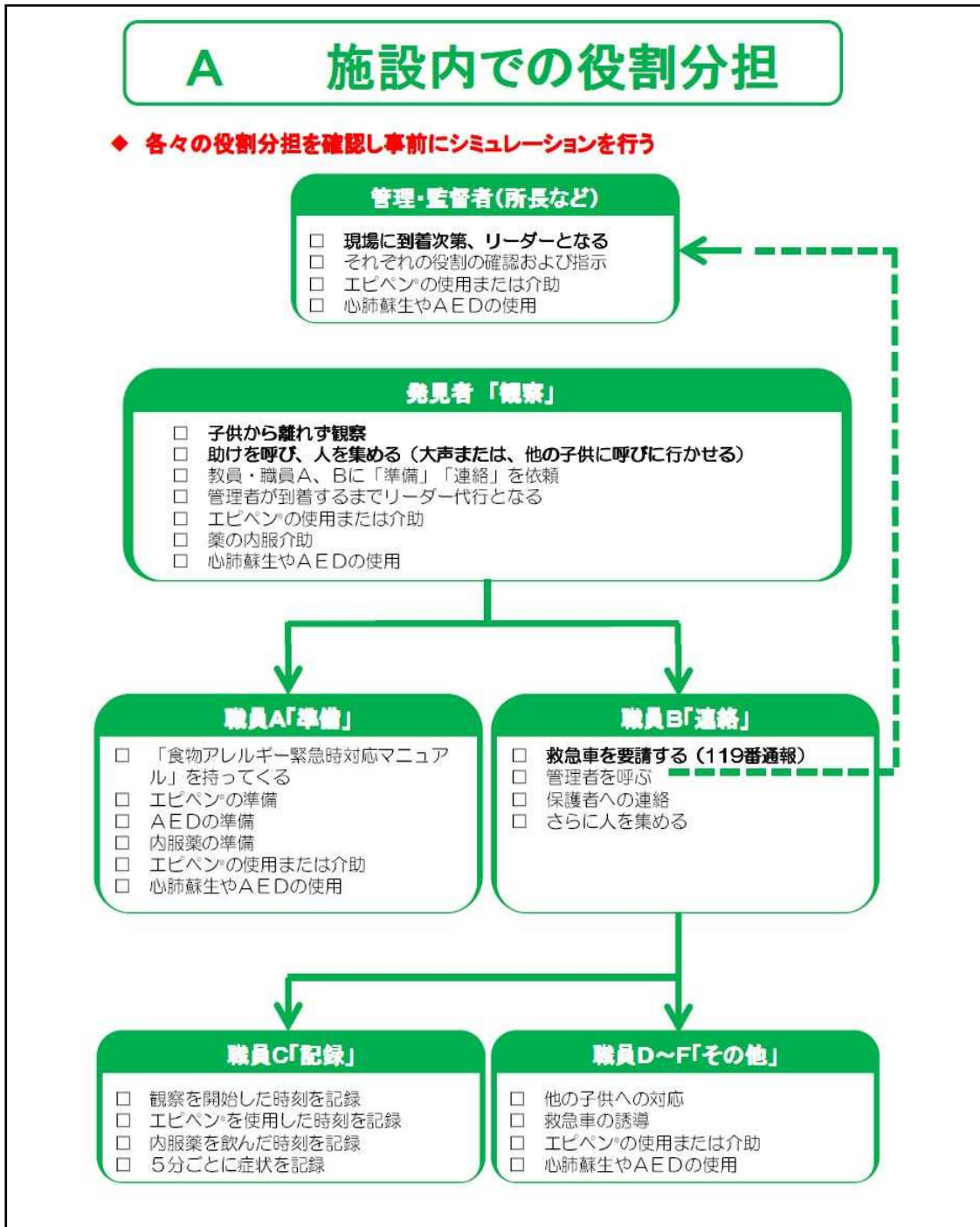
症状発現時の緊急対応については、在籍している児童生徒の症状や想定される場面を設定して事

前にシミュレーションを行う。処置、連絡状況や方法、観察、誘導、マニュアルの活用状況、薬の保管方法等のシミュレーションから見てきた課題について検討、対策し学校内の体制を整える。

①学校内での役割分担

学校内でのアナフィラキシー対応では具体的な役割分担を行い、発見者、準備係、連絡係、記録係、その他の役割を、全ての教職員が担えるようにする。

また、学校の人数や規模等によっては、複数の役割を担う必要がある。学校の実態を考慮した上で、役割を整理し学校体制を整える。



引用「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」五條市（五條市医師会監修）

②緊急時対応の流れ

緊急時対応の流れは、事前に教職員、保護者、主治医が十分な協議を行った上で決定することが重要である。また、緊急時に迅速に症状の判断ができるよう、症状が記されたマニュアルを職員室や教室などに常備するようしておく。

📌対応のポイント

- ・緊急性の高いアレルギー症状があるかどうかの判断を5分以内に行う。
- ・下記の緊急性の高い13の症状が一つでもあれば、緊急性が高いと判断する。
- ・また、エピペン®所持者に関しては、エピペン®を使用するタイミングである。

B-1緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】	【呼吸器の症状】	【消化器の症状】
<input type="checkbox"/> ぐったり	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる	<input type="checkbox"/> 持続する強い(がまんできない)お腹のいたみ
<input type="checkbox"/> 意識もうろう	<input type="checkbox"/> 声がかすれる	<input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける
<input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす	<input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳	
<input type="checkbox"/> 脈が触れにくいまたは不規則	<input type="checkbox"/> 息がしにくい	
<input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い	<input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み	
	<input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸	

(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

引用「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」五條市（五條市医師会監修）

📌緊急性が高いアレルギー症状があると判断した場合

- ・ただちにエピペン®を使用する。
- ・救急車を要請する。
- ・症状が進行しないよう、その場で安静にする。

ア 安静時の対応

安静にする場合の体位の基本は、血圧低下への対応として、仰向けに寝かせて足を高くする。また、ショック状態である児童生徒を抱き起こしたり、おんぶしたり、起き上がらせたりすると、心停止を誘発する可能性がある。ショック状態またはそれに準ずる状態の場合、絶対に体位変換をしないで、その場で安静にすることが重要である。

緊急性の高いアレルギー症状がない場合でも、保健室または安静にできる場所に移動する場合、移動中に状態が悪化する危険性があることを認識し、担架で水平移動も考慮する。

安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため仰向けで足を15～30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかからせる

イ 厳禁の対応

以下の対応例は、児童生徒の命を守るために適切な行動とは言えない。全教職員が適切な対応を行えるようにすることが重要である。

【厳禁の対応（例）】

- ・対応を後回しにする。
- ・児童生徒に対応方法を決定させる。
- ・児童生徒を一人にする。
- ・児童生徒を立たせる。
- ・エピペン®を必要とする症状があるのに、エピペン®を打つことをためらう。

7 学校生活管理指導表の読み方

(1) 「学校生活管理指導表」とは

学校生活管理指導表は、個々の児童生徒についてのアレルギー疾患に関する情報を主治医・学校医に記載してもらい、保護者を通じて学校に提出されるものである。

学校において、アレルギー疾患の児童生徒に対する取組を進めるためには、個々の児童生徒について症状等の特徴を正しく把握することが前提となる。その一つの手段として、「学校生活管理指導表」を用いて学校で対応が必要な情報を把握し、実際の取組につなげる必要がある。

《学校生活管理指導表活用のポイント》

学校生活管理指導表は、学校における配慮や管理が必要だと思われる場合に使用されるものであり、次のように活用されることを想定して作成されている。

- ①学校・教育委員会は、アレルギー疾患のある児童生徒を把握し、学校での取組を希望する保護者に対して、学校生活管理指導表の提出を求める。
- ②保護者は、主治医・学校医等に学校生活管理指導表を記載してもらい、学校に提出する。
- ③県様式3-1は、主なアレルギー疾患が1枚(表・裏)に記載できるようになっている。県様式3-2は、食物アレルギーに特化した様式である。原則としていずれかの様式で、一人の児童生徒につき1枚提出される。
- ④学校は、学校生活管理指導表に基づき、保護者と協議して取組を実施する。
- ⑤学校は、提出された学校生活管理指導表を緊急時に教職員誰もが閲覧できる状態で一括して管理するとともに、個人情報の取り扱いに留意する。
- ⑥学校生活管理指導表は症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年度1回以上の提出を求める。記載する医師には、病状・治療内容や学校生活上の配慮する事柄などの指示が変化する場合、向こう1年間を通じて考えられる内容を記載してもらう。なお、大きな病状の変化があった場合はこの限りでない。
- ⑦食物アレルギーの児童生徒に対する給食での取組など必要な場合には、保護者に対し、さらに詳細な情報や面談を求め、総合して活用する。血液検査の結果を求めることは適当でない。

(2) 食物アレルギー・アナフィラキシーに関わっての学校生活管理指導表の読み方のポイント

① 「病型・治療」欄の読み方

病型・治療	
アナフィラキシー (アレルギー)	■ 食物アレルギー病型 (食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 診断型 2. 重症アレルギー-重症群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー
	■ アナフィラキシー病型 (アナフィラキシーの重症ありの場合のみ記載) 1. 食後 (即座) 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 理由 () 5. 医薬品 () 6. その他 ()
	■ 原因食物・除去範囲 該当する食品の品名を明記し、かつ () 内に除去対象を記載 1. 卵類 () 2. 牛乳・乳製品 () 3. 小麦 () 4. ソバ () 5. ビーナッツ () 6. 甲殻類 () (すべて、エビ・カニ) 7. 木の实類 () (すべて、クルミ・カシュー・アーモンド) 8. 果物類 () 9. 魚類 () 10. 肉類 () 11. その他1 () 12. その他2 ()
食物アレルギー	■ 緊急時に備えた処置 1. 処方薬 (肾上腺素注射液、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬 (「エピペン」) 3. その他 ()

県様式3-1

病型・治療	
食物アレルギー	A. 食物アレルギー病型 (食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 診断型 2. 重症アレルギー-重症群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 4. アナフィラキシー病型 (アナフィラキシーの重症ありの場合のみ記載) ① 食物 () (理由:) ② 食物依存性運動誘発アナフィラキシー (理由:) ③ 運動誘発アナフィラキシー ④ 理由 () ⑤ 医薬品 () ⑥ その他 ()
	B. 原因食物・除去範囲 該当する食品の品名を明記し、かつ () 内に除去対象を記載 1. 卵類 () 2. 牛乳・乳製品 () 3. 小麦 () 4. ソバ () 5. ビーナッツ () 6. 甲殻類・木の实類 () (すべて、エビ・カニ・カシュー・アーモンド) 7. 果物類 () (すべて、クルミ・カシュー) 8. 魚類 () 9. 肉類 () 10. 肉類 () 11. その他1 () () 12. その他2 () () ()
	C. 緊急時に備えた処置 1. 処方薬 (肾上腺素注射液、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬 (「エピペン」) 3. その他 ()

県様式3-2

A 「食物アレルギー病型」欄の読み方

児童生徒に見られる食物アレルギーは大きく「即時型」「口腔アレルギー症候群」「食物依存性運動誘発アナフィラキシー」の3つの病型に分類される。食物アレルギーの病型を知ることにより、万が一の時に、どのような病状を示すかある程度予測することができる。

①即時型

食物アレルギーのもっとも典型的な病型。原因食物を食べて2時間以内に症状が出現する。症状は、じんましんのような軽い症状からアナフィラキシーショックに進行するものまでさまざまである。ほとんどは、IgE抗体が関係する。

②口腔アレルギー症候群

IgE抗体が関係する口腔粘膜のみのアレルギー症状を指すが、花粉-食物アレルギー症候群であることがほとんどである。該当のアレルゲン食品を食べた際、食後5分以内に口腔内の症状が誘発される。多くは局所の症状だけで治療も不要だが、全身的な症状の初期症状として口腔内の症状が出ている場合も紛れ込んでいるため注意が必要。ジャムなどの加熱された果物では反応しないことがほとんどである。

③食物依存性運動誘発アナフィラキシー

特定の食物を食べた後に運動することによってアナフィラキシーが誘発される病型。IgE抗体が関係する。原因食物としては、小麦・甲殻類が多いが、発症はまれである。しかし、発症した際には、じんましんからはじまり、呼吸困難やショック症状のような重篤な症状に至ることがあり、注意が必要。原因食物の摂取と運動の組み合わせで発症するため、食べただけ、運動しただけで症状は起きない。

B 「アナフィラキシー病型」欄の読み方

アナフィラキシーの対策は原因の除去に尽きる。児童生徒に起こるアナフィラキシーの原因としては食物アレルギーが最多であることを知った上で、過去にアナフィラキシーを起こしたことがある児童生徒については、その病型を知り、学校生活における原因を除去することが不可欠である。

また学校生活の中で、はじめてアナフィラキシーを起こすこともまれではない。アナフィラキシーを過去に起こしたことがある児童生徒が在籍していない学校でも、アナフィラキシーに関する基礎知識、対処法などに習熟しておく必要がある。

*アナフィラキシー病型

①食物によるアナフィラキシー

「食物アレルギー病型」欄の読み方の項を参照

②食物依存性運動誘発アナフィラキシー

「食物アレルギー病型」欄の読み方の項を参照

③運動誘発アナフィラキシー

特定もしくは不特定の運動を行うことで誘発されるアナフィラキシー症状。食物依存性運動誘発性アナフィラキシーと違って食事との関連はなく、発症するのは非常にまれ。

④昆虫

蚊やハチ、ゴキブリ、ガ、チョウなどがアレルギーの原因となるが、アナフィラキシーの原因となりやすいのはハチによるもの。

⑤医薬品

抗生物質や非ステロイド系の抗炎症薬、抗てんかん薬などが原因となる。

⑥その他

教材に使われているラテックス（天然ゴム）の接触や粉末の吸入などが原因となる。

注意を要する具体例：輪ゴム、ゴム手袋、ゴムを素材としたボール（ドッジボール用等） 等

C 「原因食物・除去根拠」欄の読み方

食物アレルギー及びそれによるアナフィラキシーの原因となる食物を知ることは、学校での取組を進める上で欠かせない。

学校での食物アレルギーに対する取組としては、“学校内でのアレルギー発症をなくすこと”が第一目標だが、同時に児童生徒の健全な成長の観点から、不要な食事制限をなくすことも重要である。学校は、本欄の「除去根拠」を参考に、個々の児童生徒の食物アレルギーの診断が適切かどうかを判断し、実際の対応の決定に生かす必要がある。

*原因食物

“原因食物の除去”が唯一の管理方法であるため、個々の児童生徒のアレルギーの原因となる食物を学校が把握することが取組の前提となる。

*除去根拠

一般に食物アレルギーを血液検査や皮膚テストの結果だけで診断することはできない。実際に起きた症状や食物経口負荷試験の結果などを組み合わせて医師が総合的に診断する。

①明らかな症状の既往

過去に原因食物の摂取により明らかなアレルギー症状が起きているので、根拠除去として高い位置づけとなる。ただし、卵、牛乳、小麦などの主な原因食物は年齢を経るごとに耐性を獲得することが知られている。そのため、直近の数年以上症状が出ていない場合には、“明らかな症状の既往”は除去根拠としての意味合いを失っている可能性もある。主な原因食物に対するアレルギーがあって、幼児期以降に食物経口負荷試験などの耐性の獲得の検証が行われていない場合には、既に食べられるようになっている可能性も考えられるため、改めて主治医に相談する必要がある。

②食物経口負荷試験

食物経口負荷試験とは、原因と考えられる食物を試験的に摂取して、それに伴う症状が現れるかどうかをみる試験。この試験結果は、①に準じており、医療機関で確認されているため、除去根拠

として最も高い位置づけとなる。ただし、①の場合と同様に主な原因食物について数年前の負荷試験の結果は信頼性が高いといえないため、再度食べられるかどうか定期的に検討する必要がある。

③IgE抗体などの検査陽性

原因食物に対するIgE抗体価がよほど高値の場合には、③だけを根拠に診断する場合もあるが、一般的には血液や皮膚の検査結果だけで食物アレルギーを正しく診断することはできない。検査が陽性であっても、実際は食べられることが多いのも事実である。そのため、学校で保護者に血液検査の結果の提出を求めることは適切でない。

④未摂取

学校給食ではじめて口にした食品で食物アレルギーの新規発症を起こすことがあるため注意が必要である。しかし、単に食べたことがないものを全て未摂取として記述する必要はなく、アレルギーの関与が疑われる未摂取のものに関して、除去根拠④未摂取として記載すべきである。

D 「緊急時に備えた処方薬」欄の読み方

児童生徒が食物アレルギー及びアナフィラキシーを発症した場合、その症状に応じた適切な対応をとることが求められる。発症に備えて医薬品が処方されている場合には、その使用を含めた対応を考える必要がある。

緊急時に備えて処方される医薬品としては、皮膚症状等の軽症症状に対する内服薬とアナフィラキシーに対して用いられるアドレナリンの自己注射薬である「エピペン®」がある。アナフィラキシーに対しては、早期のアドレナリンの投与が有効で、医療機関外では同薬のみが有効といえる。

*緊急時に備えた処方薬

①内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬）

内服薬は、服用後、効果が現れるまでに30分以上かかるため、アナフィラキシーなどの緊急を要する重篤な症状に対して効果を期待することはできない。誤食時に備えて処方されることが多い医薬品だが、軽い皮膚症状などに対して使用するものとする。アナフィラキシーなどの重篤な症状には、アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」）をすぐに注射する必要がある。

②アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」）

「エピペン®」は、アナフィラキシーを起こす危険性が高く、万が一の場合、直ちに医療機関での治療が受けられない状況下にいる者に対し、事前に医師が処方する自己注射薬である。

医療機関での救急蘇生に用いられるアドレナリンという成分が充填されており、患者自らが注射できるように作られている。このため、患者が正しく使用できるように処方に際して十分な患者教育が行われることと、それぞれに判別番号が付され、使用した場合の報告など厳重に管理されていることが特徴である。

「エピペン®」は医療機関外での一時的な緊急補助治療薬であるため、万が一、「エピペン®」が必要な状態になり使用した後は、速やかに医療機関を受診しなければならない。

【エピペン®のしくみ】



【エピペン®の使い方 —アナフィラキシーがあらわれたら—】

STEP 1 準備

携帯用ケースのカバーキャップを指で開け、エピペン®を取り出します。オレンジ色のニードル（針）カバーを下に向けて、エピペン®のまん中を利き手でしっかりと握り、もう片方の手で青色の安全キャップを外し、ロックを解除します。

カバーキャップ 安全キャップ

STEP 2 注射

エピペン®を太ももの前外側に垂直になるようにし、オレンジ色のニードル（針）カバーの先端を「カチッ」と音がするまで強く押し付けます。太ももに押し付けたまま数秒待ちます。エピペン®を太ももから抜き取ります。

STEP 3 確認

注射後、オレンジ色のニードル（針）カバーが伸びているかどうかを確認します。ニードル（針）カバーが伸びていれば注射は完了です（針はニードルカバー内にあります）。

オレンジ色のニードル（針）カバー

使用前 **使用後**

伸びた状態

STEP 4 片付け

使用済みのエピペン®は、オレンジ色のニードル（針）カバー側から携帯用ケースに戻します。

★誤注射を避けるための正しい持ち方

- オレンジ色のニードル（針）カバーの先端に指などを押し当てると、針が出て危険です。絶対に行わないでください。
- 危険ですので絶対に分解しないでください。
- もしも、誤ったところにエピペン®を使用してしまったら、直ちに最寄りの医療機関を受診してください。

正しい持ち方 **誤った持ち方**

* 教職

児童生徒が「エピペン®」の処方を受けている場合には、「エピペン®」に関する一般的知識や処方を受けている児童生徒についての情報を教職員全員で共有しておく必要がある。これは、予期せぬ場で起きたアナフィラキシーに対して、教職員誰もが適切な対応をとるために不可欠なことである。

＊「エピペン®」の管理

児童生徒がアナフィラキシーに陥った時に「エピペン®」を迅速に注射するためには、児童生徒本人が携帯・管理することが基本である。しかし、それができない状況にあり、対応を必要とする場合は、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、「エピペン®」の管理について、学校・教育委員会は、保護者・本人、主治医・学校医、学校薬剤師等と十分な協議を行っておく必要がある。

児童生徒の在校中に、学校が代わって「エピペン®」の管理を行う場合には、学校の実情に即して、主治医・学校医・学校薬剤師等の指導の下、保護者と十分に協議して、その方法を決定する。方法の決定にあたっては、以下の事柄を関係者が確認しておくことが重要になる。

- ・学校が対応可能な事柄
- ・学校における管理体制
- ・保護者が行うべき事柄（有効期限、破損の有無等の確認）など

その他、学校は保管中に破損等が生じないように十分に注意するが、破損等が生じた場合の責任は問いかねることなどについて、保護者の理解を求めることが重要である。

- ※「エピペン®」は含有成分の性質上、以下のような保管が求められる。
- ・光で分解しやすいため、携帯用ケースに収められた状態で保管し、使用するまで取り出すべきではない。
 - ・15～30℃で保存することが望ましく、冷所または日光のあたる高温下等に放置すべきではない。

②「学校生活上の留意点」欄の読み方

学校生活上の留意点	
給食	1. 管理不要 2. 管理必要
食物・食材を扱う授業・活動	1. 管理不要 2. 管理必要
運動（体育・部活動等）	1. 管理不要 2. 管理必要
宿泊を伴う校外活動	1. 管理不要 2. 管理必要
原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの	
※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。	
鶏卵：卵殻カルシウム 牛乳：乳糖・乳糖生成カルシウム 小麦：醤油・酢・味噌 大豆：大豆油・醤油・味噌 ゴマ：ゴマ油 魚類：かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類：エキス	
その他の配慮・管理事項（自由記述）	

県様式 3-1

学校生活上の留意点	
A 給食	1 管理不要 2 管理必要
B 食物・食材を扱う授業・活動	1 管理不要 2 管理必要
C 運動（体育・部活動等）	1 管理不要 2 管理必要
D 宿泊を伴う校外活動	1 管理不要 2 管理必要
E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なものに○	鶏卵殻Ca、乳糖・乳糖Ca、小麦醤油・酢・味噌、大豆油・醤油・味噌、ゴマ油、鰹だし・いりこだし・魚醤、肉エキス
F その他の配慮・管理事項（自由記述）	

県様式 3-2

A 「給食」欄の読み方

食物アレルギーの児童生徒は、原因食物を摂取することで何らかのアレルギー反応を起こす。したがって、食物アレルギーの児童生徒に対しては、基本的に学校給食において原因となる食物を考慮した取組が望まれる。

*学校給食での対応の基本的方向

学校給食は、必要な栄養を摂る手段であるばかりでなく、児童生徒が「食の大切さ」「食事の楽しさ」を理解するための教材としての役割も担っている。このことは食物アレルギーのある児童生徒にとっても変わらないので、食物アレルギーの児童生徒が他の児童生徒と同じように給食を楽しめることを目指すことが重要である。

学校給食が原因となるアレルギー症状を発症させないことを前提とし、各学校、調理場の能力や環境に応じて食物アレルギーの児童生徒の視点に立ったアレルギー対応給食を提供することを目指し、学校給食における食物アレルギー対応を推進することが望まれる。

*食物アレルギーの発症及び重症化防止の対策

学校給食で食物アレルギー症状を新規発症する児童生徒はまれではなく、学校給食における食物アレルギーの発症を100%防ぐことはできない。

また、児童生徒の食物アレルギー症状の第一発見者は、学級担任である場合が多く、それに対する対応者としては養護教諭である場合がほとんどである。養護教諭のみならず、学級担任も食物アレルギーやアナフィラキシーに対する日頃からの心構えが必要である。

学校での食物アレルギーの発症を予防し、発症した場合の重症化を防止するためには、以下の事項を教育委員会のリーダーシップの下、各学校で徹底することが重要である。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①児童生徒の食物アレルギーに関する正確な情報②教職員全員の食物アレルギーに関する基礎知識の充実③食物アレルギー発症時にとる対応の事前確認（必要に応じて訓練の実施）④学校給食提供環境の整備（人員及び施設設備）⑤新規発症の原因となりやすい食物（ピーナッツ、種実、キウイフルーツなど）を給食で提供する際の危機意識の共有及び発症に備えた十分な体制整備 |
|---|

*学校給食における食物アレルギー対応の大原則

- ・食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- ・食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とする。
- ・安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- ・学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み、無理な（過度な複雑な）対応は行わない。
- ・教育委員会等は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援

する。

*学校給食における対応の実際

学校における食物アレルギー対応としては【レベル1】詳細な献立対応、【レベル2】弁当対応、【レベル3】除去食対応、【レベル4】代替食対応まで段階があり、それぞれの学校や調理場（人員や設備の充実度、アレルギースペース等）、児童生徒等の重症度によって適切な対応レベルを決定し、現状で行うことのできる最良の対応を行うことが大切である。

学校における食物アレルギー対応は、医師の記述した学校生活管理指導表の情報に基づき、校内アレルギー対応委員会等で決定するものである。保護者の求めるままに実情に合わない無理な対応を行ったり、家庭での対応以上の対応を行ったりする必要はない。

学校給食で最優先されるべきは“安全性”である。従来の栄養価の充足やおいしさ、彩り、そして保護者や児童生徒の希望は、安全性が十分に確保される方法で検討する。

“安全性”確保のために、従来の多段階の除去食や代替食提供は行わず、原因食物の「提供するかしないかの二者択一」を原則的な対応をすることが望ましい。詳しくは「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文部科学省）を参考にする。

*除去していたものを解除するときの注意

除去していたものを解除するときには、以下の2つのパターンがある。

a)未摂取なものを除去して解除するとき

b)食物経口負荷試験などの結果で解除するとき

未摂取で除去していた食物は、元々食べても症状が出なかった可能性があるため、そのリスクは決して高くない。

しかし、負荷試験などの結果で解除する場合は、食べられるという医師からの診断があっても、家庭において、複数回、学校での最大摂取量を食べても症状が誘発されないことを確認した上で解除をすすめるべきである。

なお、解除は口頭のやりとりのみで済ますことはせず、必ず保護者と学校の間で、所定の書類を作成して対応することが必要である。

B 「食物・食材を扱う授業・活動」欄の読み方

ごく少量の原因物質に触れるだけでもアレルギー症状を起こす児童生徒がいる。このような児童生徒は、原因物質を“食べる”だけでなく、“吸い込む”ことや“触れる”ことも発症の原因となるので、個々の児童生徒に応じたきめ細かい配慮が必要である。具体的には、学校生活管理指導表に記載された主治医からの指示を参考に、保護者と十分な協議を行い、個別の対応をとる必要がある。

*微量の摂取・接触により発症する児童生徒に対する配慮

①調理実習

家庭科の授業で卵、牛乳、小麦などを使った調理実習が行われる際に、それらの食物アレルギー

ーを有する児童生徒に対する配慮が必要になる。

②卵の殻を使った授業

卵の殻自体には鶏卵タンパクは含まれておらず、触っても問題ないが、割った直後には生の鶏卵タンパクが付着しており、卵白が付着した殻への接触により顔面の腫脹など症状を起こす可能性がある。

③牛乳パックの洗浄

リサイクルを体験する目的で、児童生徒が給食後に牛乳パックの解体、洗浄、回収をする学校が増えている。この作業により、牛乳が周囲へ飛び散る。微量の牛乳が皮膚に接触するだけで全身症状を来す最重症の児童生徒にとっては、周囲で行われるだけでも大変危険であるため、十分な配慮が必要である。

④そば打ち体験授業

そば打ちは、そば粉と小麦粉をふるいにかけて練るところから始まる。ふるいにかけての時に、そば粉が宙を待って吸い込んだり、練るときに皮膚に触れたりするため、そばアレルギーの児童生徒にとっては注意が必要である。

⑤うどん打ち体験授業

そばアレルギーの児童生徒のそば打ち体験と同様、うどん打ち体験授業も小麦アレルギーの児童生徒にとって、問題になることがある。

⑥小麦粘土を使った図工授業

小麦粘土で遊んだり造形したりする時、粘土に含まれる小麦が皮膚に接触することにより、アレルギー症状を来す児童生徒がいる。小麦アレルギーの児童生徒が在籍する場合には、粘土の原料にも留意する。

C 「運動（体育・部活動等）」欄の読み方

アナフィラキシーの要因や悪化要因として「運動」は重要である。アナフィラキシーの既往のある児童生徒について、運動がリスクとなるのかどうかを把握し、運動する機会が多い学校生活を安全に管理する必要がある。

*運動に関連したアレルギー

運動に関連したアレルギー疾患としては、①運動誘発アナフィラキシー、②食物依存性運動誘発アナフィラキシー、③運動誘発ぜん息がある。単に食物アレルギーだけの場合には、原則として運動を制限する必要はないが、運動誘発アナフィラキシーや食物依存性運動誘発アナフィラキシーと診断された場合には管理が必要になる。

①運動誘発アナフィラキシー

運動で誘発されるアナフィラキシー症状である。出現する症状は、他の原因によるアナフィラキシーと違いはない。

②食物依存性運動誘発アナフィラキシー

運動と原因食物の組み合わせにより、はじめて症状が誘発され、運動だけや食事だけでは症状は誘発されない。運動をする予定であれば、原因食物を4時間以内に摂取しないようにし、逆に原因食物を食べる場合には食べてから4時間は運動しなければ問題ない。

※多くの場合、原因食品の摂取後、2時間以内の運動で発症するとされているが、確実に症状を起こさない間隔ということで4時間としている。

③運動誘発ぜん息

比較的激しい運動により一時的に喘鳴（ゼーゼー）や呼吸困難などの症状が起こる。

D 「宿泊を伴う校外活動」欄の読み方

宿泊を伴う校外活動の注意点、配慮すべきことを知ることで、校外での不測の事態を避けるとともに、万が一発症した場合にも迅速に対応できるようになる。宿泊を伴う校外活動は、全ての児童生徒にとって貴重な体験であり、食物アレルギーの児童生徒もできるだけ参加できるように配慮する必要がある。

*食事の配慮

宿泊を伴う校外活動での配慮の中心は、宿泊先での食事である。学校は事前に旅行業者や宿泊先、立ち寄り先と連絡をとり、その児童生徒の重症度に合わせた最大限の配慮を依頼する。保護者、宿泊先などを交えて十分に情報を交換し、どこまでの対応が必要で、どこまでの対応が可能なのかを事前に確認する必要がある。対応に慣れていない宿泊先では思わぬ事故が発生する傾向がある。

*万が一の発症に備えた準備

校外活動では、普段の授業に比べて教職員の目が行き届きにくい傾向がある。どのような状況で起こすかを事前に予測することは困難であるため、参加する教職員全員が、どの児童生徒にどのような食物アレルギーがあるのかを知っておく必要がある。

また、宿泊先で重篤な症状が出現した場合を想定し、搬送する医療機関などを事前に調査しておくことも必要である。具体的には、主治医に紹介してもらったり、日本アレルギー学会のHPで探したりすることも可能である。救急で受診する際に円滑な治療を受けるため、主治医からの紹介状を用意してもらうとよい。

さらに、「エピペン®」などの救急治療薬を含めた持参薬の有無や管理方法、万が一発症した場合の対応を事前に保護者・本人・主治医・学校医と十分に話し合わなければならない。

*海外渡航をする場合

修学旅行等が海外の場合は、旅行業者とも連携し、事前に宿泊先と連絡をとり、その児童生徒の重症度に合わせた最大限の配慮を依頼・調整することが重要である。

この調整や確認には主治医、保護者等を交えて十分に情報を交換し、対応を検討する必要がある。

E 「原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの」欄の読み方

この欄には食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくく、ほとんどの児童生徒で除去が不要な食品が示されている。これらのものまでも除去が必要であると給食の提供が難しくなるため、医師に学校生活管理指導表を記載してもらう際には摂取不可能な場合にのみ記載してもらう必要がある。

当該欄の調味料等への対応が必要な児童生徒は、当該原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味するため、安全な給食提供が困難な場合には、【レベル2】弁当対応を考慮する。当該欄の調味料等については基本的に除去の必要はないが、Eに記載のないものについては完全除去を基本とする。ただし、対応の決定にあたっては、保護者と相談の上、医師に改めて確認をとる必要がある。

③「緊急連絡先」の読み方

「緊急時連絡先」	★保護者 電話：
	★連絡医療機関 医療機関名：
	電話：

県様式3-1

緊急時連絡先	保護者 電話：
	★連絡医療機関 医療機関名：指定(あり・なし)
	電話：

県様式3-2

「緊急連絡先」欄の医療機関は、アナフィラキシー等が起こった場合の緊急時の連絡先として必要と考えられる児童生徒に関して地域の救急医療機関等を記入してもらう。また、保護者欄には、緊急時に連絡がとれる連絡先を必ず記載してもらう。

様式集及び様式の説明

様式名	配布・提出方法等	目的・活用方法	記入・作成	書類管理		
				学校(原本) ↓ 給食センター (2E-)	学校(2E-) ↓ 給食センター (原本)	学校(原本)
1 食物アレルギーに関する調査票	入学時(小中)・転入時 ※新小学校1年生への配布は就学前健診の際に学校教育課が配布する	アレルギー疾患の有無を把握する	保護者			○
2 学校給食対応実施申請書	対応(新規・継続・変更・中止)の申請時 ※症状や対応の変更がなくとも年一回提出必要	食物アレルギーや乳糖不耐症のための保護者からの申請 申請を受けて、校内食物アレルギー対応委員会にて対応の検討を行う	保護者	○		
3 牛乳・パン配食停止・再開願(食物アレルギー用)	乳製品のアレルギーをもつ児童生徒に配布	パンと牛乳の配食を停止または再開する	保護者	○		
4 牛乳配食停止・再開願(乳糖不耐症用)	乳糖不耐症の児童生徒に配布	牛乳の配食を停止または再開する	保護者	○		
5 食物アレルギー対応面談調査書	対応(新規・継続・変更・中止)申請後の面談時 年度途中に対応が変更する場合も必要	保護者からの問い合わせ、情報共有できるようにする	学校	○		
6 学校給食における食物アレルギー対応及び乳糖不耐症対応に係る書類の提出について	給食センターへ対応者の申請を行う	様式(県様式3-1または3-2・3-3、様式2・3・4・5)診断書とあわせて提出する	学校	○		
7 学校給食対応者一覧表	年度初め 対応者の変更時(新規・中止)	給食センターへ在籍する学年組を報告する	学校	○		
8 学校給食対応実施決定通知書	対応(新規・継続・変更・中止)の対応決定後に配布	給食センターにおける対応の決定内容を保護者に通知する	給食センター			○
9 学校給食配送食物アレルギー対応確認書	給食の提供時	給食センターと学校の給食や対応食の受け渡しの確認を行う	給食センター 学校	給食センターで保管		
10 学校給食に係る学校生活管理指導表の提出について(在籍者用)	2学期 ※中学校へ進級する場合は在籍する小学校にて対応し、中学校へ引継ぐ	次年度の食物アレルギー対応のために学校生活管理指導表の提出を依頼する	学校			
11 学校給食に係る学校生活管理指導表の提出について(新入生用)	入学説明会等	入学後の食物アレルギー対応のために学校生活管理指導表の提出を依頼する	学校			

12	学校給食における乳糖不耐症対応について(在籍者用)	2学期 ※中学校へ進級する場合は在籍する小学校 で提出し、中学校へ引継ぐ	次年度の乳糖不耐症対応のために診断書または学校生活管理指導表の提出を依頼する	学校				
13	学校給食における乳糖不耐症対応について(新入生用)	入学説明会等	入学後の乳糖不耐症対応のために診断書または学校生活管理指導表の提出を依頼する	学校				
県様式3-1・2	学校生活管理指導表(アレルギー疾患用または食物アレルギー・アナフィラキシー用)	食物アレルギーを有する児童生徒の保護者に配布	原因食物、学校生活での留意点、処方薬、緊急時等に関わる医師の指示内容を確認する ※県様式3-1はアレルギー疾患全般に、県様式3-2は食物アレルギーに特化	医師 ※連絡先、同意欄は保護者が記入	○			
県様式3-3	食物アレルギー問診票	食物アレルギーを有する児童生徒の保護者に配布	原因食物、症状等の把握を行う	保護者	○			
県様式4-1	同意書の提出について(依頼)	食物アレルギーを有する児童生徒の保護者に配布	緊急時の適切・迅速な対応のための、消防署・教育委員会への情報共有を行う	学校				
県様式4-2	同意書			保護者				○
県様式6	個別支援プラン(食物アレルギー)	食物アレルギーを有する児童生徒ごとに作成。(毎年及び随時更新)	学校における日常の取組及び緊急時の対応を全教職員で情報共有する	学校				○
県様式7	アレルギー緊急時個別対応カード	食物アレルギーを有する児童生徒の保護者に配布(毎年及び随時更新)	アナフィラキシーショックの既往、アナフィラキシー緊急時の対応方法が記載 すぐに取り出せる場所に保管しておく	学校				○
県様式8-1・2	緊急対応経過記録票(食物アレルギー用)	緊急時の対応を記録	アレルギー緊急時個別対応カードとあわせて保管しておく	学校				○
県様式9	アレルギーヒヤリハット報告書	ヒヤリハット発生時に報告する	事故や事故につながる可能性があると思われるヒヤリハット事例が起きた場合に作成し、市教育委員会および給食センターに報告する 原因究明し事故防止に役立てる	学校 給食センター ※発生場所で作成する				市教育委員会(原本) 学校(コピー)
県様式10-1	アレルギー事故発生速報	事故発生時に報告する第一報						
県様式10-2	アレルギー事故発生報告	事故発生時に報告する						